

---

米国における政策策定プロセスと  
ロビー活動にかかる調査報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所  
貿易制度課

---

本調査報告書では、米国の連邦レベル、各州レベルにおける法令（法規）と規則（規制）策定にフォーカスを置き、米国における政策策定に関する政府のプロセスと構造の検証を行った。

また、政府以外の組織が米国立法プロセス、法案策定プロセスに影響を与えるロビー活動、その他のプロセスが果たす役割についても検討した。米国でルールメイキングに取り組む我が国企業の参考になれば幸いである。

なお、本調査報告書は、米国の International Technology and Trade Associates, Inc. に委託して作成したものである。

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

---

## 目次

エグゼクティブサマリー	5
本編	
I. 連邦レベルにおける政策プロセスとロビー活動	15
A. 立法／法令の策定	15
• 党指導部の構造	16
• 議会における党指導部	16
• 規則策定に関する議会プロシージャ	20
• 委員会プロセス	21
• 議会職員	26
• 各院における全体審議	27
• 最終法案に関する意見相違解決	30
• 大統領判断－署名と拒否	30
• 官公庁の役割と議会との関係	33
B. 官僚的規則策定	33
• 規則策定プロシージャ	34
• 基準策定に関する政府・産業間相互作用	37
• その他の政府・産業間相互活動	42
C. ビジネスに関するロビー活動	44
• ロビーに関する法令・規制	45
• 外国利害関係者のためのロビー活動に関する法令・規制	50
• ロビーに関わる部門・産業の構造	50
• ロビー戦略と活動	59
• パブリックパーセプション／ロビー活動に対する評価	63

---

<b>II.</b>	<b>各州レベルにおける政策プロセスとロビー活動</b>	<b>64</b>
A.	立法／法令の策定	64
	● 州レベルにおける規則策定プロセス	67
	● 州立法府の組織体系	70
	● 州政府官庁の役割と州立法府との関係性	75
B.	官僚的規則策定	75
	● 州レベルにおける立法プロセス	76
	● 政府・産業間相互活動	79
C.	ビジネスに関するロビー活動	80
	● 事例：カリフォルニア州の法令・規制	80
	● ロビーに関わる部門・産業の構造	81
	● ロビー戦略と活動	82

---

## 【エグゼクティブサマリー】

### I. 連邦レベルにおける政策プロセスとロビー活動

米国共和党、民主党はいずれも準自治的な州レベル、市町村・地方レベルの組織に加え、各々の全国委員会を構成する地方分権型指導體制を採用している。国家レベルでは、共和党全国委員会、民主党全国委員会が全国に展開する党組織、資金調達を目的とした主要フォーラムを提供している。

しかし、共和党全国委員会、民主党全国委員会の諸活動にも関わらず、米国議会における党指導部（下院指導部、上院指導部等）は全国委員会から独立した、そして双方互いに異なる存在である。議会指導部は、その特定の議会議院により選出されるにすぎない（下院共和党議員が下院共和党指導部を選出し、上院共和党議員が上院共和党指導部を選出する等）。

- 下院共和党議員は下院共和党内閣の下、組織化を図っている。さらに全国共和党選挙運動委員会（NRCC）は、下院選挙における共和党過半数拡大にフォーカスを置いた共和党下院組織である。
- 上院共和党議員は上院共和党コーカス（議連）の下、組織化を図っている。NRCCと同様、全国共和党上院委員会（NRSC）は、共和党上院議員過半数拡大にフォーカスを置いた上院共和党組織である。
- 下院民主党議員は下院民主党コーカスの下、組織化を図っている。下院共和党における NRCCと同様、民主党下院選挙委員会（DCCC）は、下院における民主党公式選挙執行部である。
- 上院民主党議員は上院民主党コーカスの下、組織化を図っている。下院民主党における DCCCと同様、民主党上院選挙委員会（DSCC）は、上院における民主党公式選挙執行部である。

これら様々な国家レベル、州レベル、地方レベルにおける党組織構造、議会党派構造はすべて、各企業（さらにそのロビイスト）が政治的関係性を発展させ、政府による政策立案と意思決定のためのその利害関係性、アジェンダを主張する手段である。

### A. 立法／法令の策定

議院の上下を問わず、常時何百もの法案が提出されている。しかしこれらの法案は、そのうちの僅か一部が可決されるにすぎない。各企業（さらにそのロビイスト）が、議会議員とその職員、さらにこれらにより運営される各州・各地方レベルの政治的関係性を発展させていくために活動を実施している。このような関係性により、政府の政策立案意思決定のための企業の利害関係に関し、その関係性、さらにはアジェンダが主張され、議会議員に提出等を行わせる法案が存在していくこととなる。

- 
- いずれの議院においても、議会委員会構造は立法プロセスにおける主要部分である。委員会は一般的に、様々な政策分野にフォーカスを置き、与党議員が議長を務める（各委員会における最年長の少数派党員は「有力メンバー」（“ranking member”）と呼称される）。また各議会委員会には個別の職員も常駐している。
  - 各委員会議長には委員会におけるアジェンダに関する支配力がかなりの程度に存在している。例えば、各委員会は議会の運営過程において多くの法案提出を受けるが、そこで議長は、公聴会、マークアップセッションを通じて、当該委員会がフォーカスを置き、正式に決議する法案、論点を特定する。マークアップセッションは委員会が過半数賛成を得て、当該法案の議会への上程同意をもって終結となる。
  - 委員会メンバーとその職員が、各企業（さらにそのロビイスト）が政治的関係性を構築し、政府の政策立案と意思決定のための利害関係性、アジェンダを主張する際における手段ともなっている。企業は、そのビジネス環境に影響を及ぼす委員会メンバー、その職員と関係性を発展させるための活動を展開することが頻繁にある（例えば軍事防衛企業が上院、下院を問わず軍事委員会のメンバー、その職員をターゲットにする等）。
  - また議会議員が共通の立法目標、政策目標の追求を目指し、非公式「コーカス」を開催する場合がある事実にも留意が必要である。例えば、民主党コーカスにはブルドッグ連合（民主党保守派）が、共和党コーカスには共和党調査委員会（共和党保守派）が長年にわたり各々関与し続けてきている。党派系グループに加え、日米コーカス、東南アジア諸国連合に関わる議会コーカスといった特化型グループも様々に形成され続けている。これらのコーカスもまた同様に、各企業（さらにそのロビイスト）がその政治的関係性拡大手段とする、政府の政策立案と意思決定のための利害関係性とアジェンダを主張するものである。

法案が委員会により上程されると、その後、当該法案は各議院のカレンダー上に据え置かれることとなる。下院では、与党指導部が同院においていずれの法案を審議すべきかに関して強い支配力を有している。上院では、議場審議を支配する議事が各個別の上院議員に大きな影響力を与えることとなる。両議院により法案が可決されると、次にエンロール、すなわち最終的な公式的な形式を伴う準備段階へと進められ、大統領に提示されることとなる。通常、大統領はそこで当該法案に対し、署名または拒否のいずれかの選択過程を踏むこととなる。

日本の官僚主義と比較すると、米国における官僚主義が立法府との法令採択において果たす役割はごく僅かである。一般に、議会は法案策定に際し、その所属議員、職員、さらにはロビイストにその多くを依存することが典型的である。しかしワシントンに限って言えば、特定の論点上に「鉄のトライアングル」、さらに「イシューネットワーク」なる概念も存在している（すなわち、議会委員会、行政執行機関と民間の利害関係

---

者との間における特定の論点に関する法人その他の利益団体を包含する関係性)。一般に、このような関係性は民間部門、立法府、行政府における人材交流が深まるに連れて発展していくものである。なおワシントンでは、関係者が、ある「トライアングルの角」から別の「角」に移動を繰り返す状況が頻繁に見られる。

## B. 官僚的規則策定

法令の施行責務を有する行政機関は、連邦官報に記載された後に米国政府の連邦規則集 (CFR) において成文化される、当該法令を施行するための議事 (すなわち立法作業) を作成する。政府機関の立法策定プロセスは段階的に進行する。利害関係を有する民間当事者は、公聴会、または当局に対する文書提出を通じて当該立法にコメントすることが許可される。

行政手続法 (APA) は、行政機関が連邦規則の策定、施行、修正・廃止に関するプロセス規定に関わる重要な米国家令の 1 つであり、このプロセスに関する民間部門と可決との相互関係 (司法審査) を取り入れることを目的ともしている。

- まず一般に、当局はパブリックコメント実施に際し、連邦官報に規則作成公示 (NOPR) を公開する。提案規則が公表されるに先立ち、大統領には当該規則をレビューする権限が与えられている (ホワイトハウスの行政管理予算局、調整情報事項事務局等)。その公開後、当局は当該規則に関するパブリックコメントに関する申請、その受諾を執行するよう求められる。その後、提出されるコメントすべてに関し検証が実行されることとなる。
- 最終的に、当局は、「最終規則」を公開する。当局が法廷形式による審問を必要とする正式な規則策定プロセスが要される場合もある。公式公聴会は、通常、行政法審判官 (ALJ) により執り行われる。最終的な当局の決定は、米国裁判所による司法審査の対象となる場合もある。

一般に米国行政機関による規制力の主要部分は、立法の範囲内において基準を確立する能力に存するものである。しかし、1970 年代以降、米国連邦政府は国内民間部門にこの基準の策定をさらに依存する傾向にあり、そしてこの基準は、関連行政機関により政府規則に含まれることとなる。

- この措置は、1978 年に行政管理予算局が通達第 A-119 号 (Federal Participation in the Development and Use of Voluntary Consensus Standards and in Conformity Assessment Activities) が公布され、その効力が強化された。
- 通達第 A-119 号での強化を踏まえ、1990 年代、議会は一連の法令策定、政府調達のみならず、規制活動を目的とし、産業界基準の利用促進をさらに図った (例えば、1995 年国家技術移転促進法)。同法の一般的な要求は、連邦政府機関が、「適用法では整合性に欠け、その他の方法では非実用的である」場

---

合を除き、政策目標達成のために、「自主コンセンサス基準期間により策定、開発又は採用される技術基準を利用すること」である。

- これらの法令、行政令の施行に際し、米国工業技術省の国立標準技術研究所 (NIST) は、この分野における政府・産業間の調整をその目的とした基準調整室を設置している。規制当局を統率する米国行政機関もまた、基準政策に関する庁間協議会 (ICSP) に参画している。
- 事例の 1 つとして挙げれば、原子力規制委員会 (NRC) がこの分野における独自政策をマネジメント・ディレクティブ (MD) 6.5、すなわち「コンセンサス基準の開発・利用における原子力規制委員会の参画」の下、その策定業務を実施している。この MD と同様、同機関は基準運営委員会、さらに基準開発機構 (SDO) に関わる調整役割を務めている。このような構造を通じ、NRC 職員による特定の SDO 委員会への参加が認められ、適時、NRC に関する規定インフラ (議事、規制ガイダンス文書等) における国内基準、国際基準が適切に可決、承認されることとなる。
- このプロセスに関わる主要民間部門団体は、米国規格協会 (ANSI) である。ANSI は、基準開発を行う各機関 (SODs) の手続きを認証することにより米国規格 (ANS) 開発を発展させていくこととなる。政府と民間産業の各基準関連性に関する相互関係を調整する目的により、ANSI は地方、州、さらに連邦の各機関の代表者からなる政府メンバーフォーラム (GMF) を設置している。ANSI はまた、主要な政府基準機関との間において、いくつかの MOU 署名合意に至っている。

さらに米国連邦政府は、諮問委員会制度を通じて米国内の民間部門との相互交流を維持している。このシステムを管理する主要法令は連邦諮問委員会法 (FACA) である。特に、FACA は、諮問委員会により提供される助言が客観的かつ一般に公開されることを求めるものである。特定の例外を除き、各諮問委員会は一般に公開される (ただし機密情報に関する議論等、特定の事由により非公開となる場合もある)。

- 1 つの例として、商務省産業安全保障局 (BIS) が、技術諮問委員会 (TAC) ネットワークを設置し、デュアル・ユース品・技術に適用される輸出規制に関わる技術的基準、さらにその規制に関する管理業務に際し、同省に助言を与えている点が挙げられる。
- 他の例としては、商務省国際貿易管理局が諮問委員会事務局 (OAC) を設置し、米国政府の貿易政策、そのプログラムの策定・実施において民間部門の見解が十分に認識、理解されていることが確認されること等が挙げられる。

### C. ビジネスに関するロビー活動

一般に、「ロビー活動」という語彙は多くの米国人にとって否定的な意義を有するものである。しかし、この「ロビー活動」が単に民主主義プロセスの一部にすぎず、国民



---

と国民により組織されるグループが米国政府の政策に関し、誰もが有する権利について意見を述べる行為性質であることを強調する者もある。

- ロビー活動が否定的であるか、あるいは肯定的であるかといったパブリックパーセプションにおける主要課題は、このようなロビー活動が政府の決定に対し、「利益団体」が一般国民の他の利益に損害を与える、過度に影響を与えるか否かである。
- ロビー活動に関する否定的見解は、「インサイダー」、あるいは「エリート層」が、一般国民では同じようにはなしえない、政府関係者との個人的関係性構築、財政的寄付活動、贈与、あるいは政府職員に何らかの影響を与えるその他の手段を用いて政治プロセスに過度な影響を及ぼすといった能力にも関係している。このような場合、ロビイストは単に民主的プロセスに「関与」しているというだけではなく、むしろ民主主義プロセスを「腐敗」させるものとして通常見なされることとなる。

職業的ロビー活動には、次のようないくつかの層が存在している：

- ロビー企業－「雇われ専門家」
- 団体ロビイスト
- 企業ロビイスト
- ビジネス利益に関連するアドボカシー（陳情）グループ

ロビー活動公開に関する報告によると、連邦政府関連ロビー活動は、今や 11,000 人以上のロビイストを擁する年間約 31 億ドル産業となっている。

- ロビー活動費支出のトップ産業は、医薬品・健康製品、保険、電気事業、エレクトロニクス製造・機器、石油・ガス、一般製造・流通、教育、医療施設・養護施設、通信サービス、証券・投資、不動産、公務員・官公吏、医療従事者、航空輸送、軍事防衛・宇宙工学、自動車、ヘルスサービス・健康維持機構関連、テレビ・映画・音楽の各分野である。
- 2016 年において、ロビー予算に最も多く支出を割いた主体は、米国商工会議所、米国不動産協会、Blue Cross/Blue Shield 社、米国病院協会（AHA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）、米国医師会（AMA）、Boeing 社である。このような支出金がいかに利用されたかに関する例について言えば、米国商工会議所が基本的に自己の「社内」ロビイストがその活動資金の殆どを活用していたこと等が挙げられる。他方、同商工会議所がそのロビー活動を目的として契約している主な「雇われ専門家」としては、Mayer Brown LLP 社、Penn Hill Group 社、さらには O’Keeffe Strategies 社の名称が挙げられる。
- 一般に、ワシントン D.C.におけるトップロビー企業の過去数年間の収益面では、Akin Gump 社と Patton Boggs 社（現在の Squire Patton Boggs 社）等の名称が挙げられるが、これらはいずれも法律事務所である。その他、過去数年に

---

わたるワシントンでの主要「プレイヤー」としては、政府関連法人として市場展開する Cassidy and Associates 社の存在がある。

米国政府にはロビー活動を統制する様々な法令、規則が存在している。この分野における主要法令の1つが1995年ロビー開示法である。同法は2007年の誠実なリーダーシップと公明な政治法により大幅な改正がなされた。

- 要約すると、ロビイストは下院書記官、上院事務局長に対して登録する必要がある。ロビイストにはクライアントごとの四半期報告書作成が求められている。また、ロビイストは特定の献金活動に関する半期報告書を作成することも義務づけられている。
- 同法ではロビイストを、(1)財政的報酬その他の利益を得る目的でクライアントに雇用または使用される者、(2)その業務が複数のロビー活動コンタクトに関わる者、(3)そのロビー活動割合が3カ月以上にわたる自己のクライアントのための活動時間として20%以上を占める者として正式に定義されている。
- 同法ではロビー活動（すなわちロビー活動的「コンタクト」・行為）を、対象となる行政機関職員、または対象となる立法機関職員への口頭または書面による接触行為（電子通信を含む）と定義している。これは連邦法、連邦規則、連邦プログラムまたは政策（連邦契約交渉、承認、管理を含む）の管理・執行に関わるその策定、変更、採用に関してクライアントのために実施される、助成金、貸付、認可、承認、あるいは上院により確認を受ける立場にある者の指名、任命等を含むものである。

ロビー活動に関連する各法令に加え、外国代理人登録法（FARA）が制定されるに至り、政治的、あるいは半政治的能力をもって海外代理人として活動する者に関する開示が要求されることとなった。一般にここで言う開示とは、海外本拠との関係を定期的に公開すること、さらにこのような活動を支援する行為、受領・支出を意味するものである。司法省では、国家安全保障部（NSD）の対諜報と輸出管理課（CES）のFARA登録部が同法の施行・執行を担当している。司法省は米国連邦規則（CFR）第5章—司法行政第28条においてFARAの実施に関する規則を定めている。

歴史的に言えば、クライアントへの支援に、議会からの「イヤーマーク」を得ることが含まれていることは周知の事実であった。「イヤーマーキング」とは、議会が特定のプロセスに対する予算支出を具体的に法案内に含めるプロセスである。

- しかしこの措置は結局のところ、議会の腐敗と深く関連していた。特定のイヤーマーク支援と引き換えに議員が告発、拘束されたためである。これにより、2007年初頭から、議会はそのプロセスを大幅に制限することとなった。ここ数年間におけるイヤーマークの減少は、ロビー活動に大きな影響を与えている。クライアントによるイヤーマーク確約能力が低下したため、ロビイ

---

ストは、「政府関連」という概念にそのフォーカスを置いたサービスにその活動範囲を拡大したのである。

- 今日、狭義目的のためにロビイストを雇用している企業もある。例えばある企業が特定のひとりの議員と 1 回限りの会合をおこなうための準備作業を行う目的でロビイストを雇ったケースもある。また別の極端な例を挙げれば、企業がロビイストを雇い、その広範な公共関連広報活動の一面として、継続的かつ多面的な政府関係プログラムを策定する場合もある。企業クライアント向けの「公共政策」プログラム等の取り組みに従事するロビイストも存在する。

ロビー企業にとって重要な活動体系は次の通りである：

- 議会議員、職員、幹部職員との会合を含む、議会・行政府との関係構築を目的としたクライアントのための管理業務
- 規則策定プログラムにおけるクライアントサポート、政府による基準の採用、関連する官民プログラム（連邦諮問委員会等）への関与業務
- 「サプライズ」を避けること。上記措置は大部分が「積極的」である。しかし企業の多くはワシントンでの活動拡大をコントロールし、関係維持継続のためにロビイストを雇用することが多いため、そのビジネス上の利益に悪影響が及ぼされる場合もある。「サプライズ」が生じてしまうと、企業は常に「事後」ロビー活動を活発化させることも考えられる。しかし、企業にリソースが存在する場合、積極的なロビー活動を「予防的な」手段として維持することにより、「サプライズ」に対応していくことがより良好な方策である。

ロビー活動とは、より幅広い政府関連・公共関連広報活動のわずかな 1 側面ではないことをここで協調しておきたい（第Ⅲ節参照）。

## II. 各州レベルにおける政策プロセスとロビー活動

連邦政府と同様、米国の各州政府は、アドボカシーやロビー活動組織を含む、政府関係者と民間セクターとの間における利害関係者の相互作用といった幅広い機会を含む同様の一連プロセスを経て政策（法令、規則等）を策定していく。一般に州政府は連邦レベルの実務プロセスを反映している。このようなプロセスは特定の州政府（すなわちカリフォルニア州）のプロセス・プロシージャに関する事例研究とともに、本報告書第Ⅱ部において概説することとする。

米国の各州政府は、一般に、3 つの独立した各府により構成される連邦政府の構造を反映している。

- 
- 州行政府（官僚）は一般に、選出知事（すなわち州レベルでは大統領に相当する）により運営管理される。州によっては、副知事、司法長官、自治長官、監査人、各委員長を含む執行部その他の指導部も連邦政府とは*対照的に*直接選出されることもある。しかし、州は、その形式を問わず、執行部を編成する権利を留保していることから、執行機関に関わる構成形態は州により大きく異なることが多い。
  - 州立法府は、一院制のネブラスカ州議会を除き、二院制（米国連邦議会と同様）である。50州すべてに選出された代表者で構成される立法府があり、知事から提出される法案、あるいは法令となる立法案を作成する議員により提出される法案を審議する。
  - 米国における連邦政府と州政府との最も大きな差異は、連邦裁判所制度と州裁判所制度との間に存する相違である。つまり、一般に、各州の裁判所制度の具体的構造がその州ごとに異なるという点である。各州の裁判所制度の構造、司法部の任命・選出は州法令・州憲法により定められている。しかし一般に、州司法府は最高裁判所、控訴裁判所、各地方裁判所（連邦地方裁判所に相当）といった制度を敷いており、この点では連邦政府の制度を反映している。

本報告書でも取り挙げるが、米国の各地方自治体も特定の分野において非常に強力な権力を保持している。米国の地方政府には一般に2つの層が存している。1つはアラスカ州では小区、ルイジアナ州では小教区として知られる地区・郡、そしてもう1つは市町村である。郡がさらに郡区に分かれている州もある。他方、市町村は憲法により定義されるように、様々な方式でその構成がなされ、郡区、村、小区、市、町と等と呼称される。様々な分化した地区種別は、学校区、消防区といった郡・市内における地方自治体機能の境界線的役割も果たしている。しかし、連邦政府、州政府が無数の方式をもって権力分担するのに対し、地方政府は通常、州によりその権限が付与される構造となっている。一般に、市長、市議会議員、その他の運営組織関係者は市民により直接選出される。

米国における州政府における重要組織を2つ挙げておきたい：

- 全米知事会（NGA）は、米国各州知事による超党派組織である。（また共和党知事会、民主党知事会も各々、存在している。）
- 全米州議会議員連盟（NCSL）は、州議会議員、その職員らにサービスを提供するために設立された超党派の非政府組織（NGO）である。（NCSLに加え、米国立法交流協議会もあるが、これは政府と連邦主義の共和党概念に専念する、限られた州議会議員の名誉的・非党派的な自発的会員組織である。）

---

これらのグループは、各企業（さらにそのロビイスト）が政治的関係性を構築し、政府の政策立案と意思決定のための利害関係性とアジェンダを主張する際における重要手段である。

## A. 立法／法令の策定

州議会の大部分は、連邦議会と同様の方式により運営されている。しかし州議会はまだ、いくつかの点において連邦議会とは異なる要素を有する場合がある：

- 州議会の規模：州議会はその規模が様々であるが、その議員数は、近年では50名から424名程度である。
- 議会のセッション：州議会は、連邦議会と比べてはるかに少ない「セッション」傾向にある。州議会がどの程度の頻度でセッションとすべきかという議論は、通常、州内における知事と行政府との政治力バランスを均衡させるというコンテキストにおいてこれが図られる。
- フルタイム議員とパートタイム議員：州によっては、州議会議員として従事することが「パートタイム業務」と見なされる場合もあり、その場合、当該議員は通常、別の雇用その他の職業に並行従事している。
- 議会職員：議会職員の総数もまた、州ごとにその規模が大きく変動する。

様々なロビー活動戦略が、州ごとの立法府種別により直接影響を受けるものと解される。例えば、「フルタイム」立法府のロビー活動戦略は連邦レベルにおけるロビー戦略と非常に類似した傾向がある。しかし、「パートタイム」立法府においてロビー活動を実施するには、州議会ではなく、地元議員らとのネットワークに焦点を合致させた戦略も必要となる。職員規模は様々な州において利用されるロビー戦略のタイプにも直接影響を与えるのである。例えば、限られた職員数でしかない立法府においては、立法上の問題に関する助言・指導に際し、これを外部利害関係者に依存する傾向がある。

## B. 官僚的規則策定

州レベルにおける行政府・官僚機関の構造は、州ごとに、州議会の政治的決定、州の特性（経済活動の種別とその程度、現状等）により幅広く差異が存在している。

ケーススタディ：例えば、カリフォルニア州憲法と州議会が制定する法令は、他の法律等により定められた、法令施行を目的とした州機関、部署、事務所、委員会、執行部会等を様々に設置している。これらの「州機関」は、法令、カリフォルニア州憲法双方により付与される権限を有するものである。このような権限には「議事策定」、すなわち職務遂行に関する規則策定が含まれることが殆どである。

- カリフォルニア州政府内には 200 以上に及ぶ州政府機関が立法機能を様々に有している。その反面、州政府は、このような立法ネットワークが、政府機

---

関の規則の明確化、必要性、法的有効性、公共利便性を保証するよう活動を行う行政事務局（OAL）を通じて監督する。具体的には、OAL は、カリフォルニア州行政手続法（APA）に定められる基準の順守、自治長官へのこれらの規則の伝達、カリフォルニア州規則コードにおける当該規則公布等の際し、州当局により提案される行政法規を審査する責任を有している。

- 規則策定措置を公的に開始するにあたり、カリフォルニア州政府機関は、カリフォルニア州規制公報に示される措置に関する通知を公表する。APA は提案規則に関連する機関に対し、市民がコメントを行うある一定期間を要求する。一般に、規制策定機関は当該通知がカリフォルニア州規制公報に掲載された日から起算して1年以内に、その審査を目的として、OAL に規則策定措置を提出する必要がある。提出後は、OAL が規則策定記録に関する審査を行い、OAL が、APA の要件と OAL の規則との間での充足性に関わる確認作業を行う。OAL は規則策定措置をその承認し、その提案規則を自治長官に提出するか、またはこれを不承認とするか、いずれかの措置を採る。

### C. ビジネスに関するロビー活動

各州は、各々の法令、規制に従ってロビー活動を規制する。基本的共通点もいくつかあるが、州により様々な差異があるのも事実である。連邦政府に類似した規制を図る州においては、すべて、ロビー活動に関する開示を実施し、同時にロビー活動に対して支出される総額に規制を敷いている。例えば、カリフォルニア州では州レベルのロビー活動は主にカリフォルニア州政治改革法（CPRA）により管理され、州の公正政治実践委員会（FPPC）により規制されている。

- 州レベルのロビー活動は、様々な産業分野により構成されている。州レベルのロビー活動は主に、特定の州にフォーカスを置いた企業により行われる傾向がある。しかし、企業の中には、複数の州においてロビー活動に関わるその専門知識を市場開拓しているものもある。一般に、州議会における主要なロビー活動は郡、市町村の政府機関、州、各地方の民間事業関連団体、州内で活動する個々の企業により行われる。主なロビイストには地元の法律事務所、連邦レベルの元政治家等が挙げられる。
- 概して、ロビー企業による州レベルでの主活動は、連邦レベルのロビー活動と同様である。しかし、上述の通り、ロビー活動とはより幅広い政府関連・公共関連広報活動のわずかな一側面ではない。

---

## 【本 編】

### I. 連邦レベルにおける政策プロセスとロビー活動

米国連邦政府は、政府職員と民間部門の利害関係者との相互作用に関する幅広い機会を含む一連プロセスを通して政策（法令、規制等）を策定し、ロビー活動をそこに取り込んでいく作業を行う。このプロセスは以下のように換言される：

- A. 立法・法令の策定
- B. 官僚的規則策定
- C. ビジネス活動に関わるロビー活動

#### A. 立法／法令の策定

米国議会は国内法令・法律を策定するという責務を有している。議会に関するこの権限については、上院、下院により構成される二院制議会にすべての立法権を付与する旨、具体的に米国憲法第1条に記されている。

- 第115回議会は、いわば現段階における米国連邦政府における立法会合的存在と位置づけられる。新たな議員は2016年11月8日に選出されている。第115回議会は2017年1月3日に開会しており、2019年1月3日に閉会する。すなわち議会セッションは2年である（2回の1年間「セッション」により構成されている）。
- 上院は6年の任期で選出される100名の議員（各州定員2名）による構成である。2年ごとに議席の3分の1が改選される。現在の第115回連邦議会では、共和党が52議席、つまり過半数を占めている。民主党は、同党と統一会派を組む2名の無所属議員（バーモント州のバーニー・サンダース（Bernie Sanders）とメイン州のアンガス・キング（Angus King））を含む48議席を保有している。
- 下院は、2年の任期で各議会地区（おおよそ同人口、約710,000人で構成される）から選出される435人の議員により構成される。2年ごとに下院全体が選挙戦に臨む方式である。現在、第115回連邦議会では共和党が238議席と過半数を占める一方、民主党が占めるのは193議席である。現在、下院には4議席が空席となっている。

全体として、両院ともに同様の立法権がある反面、相違もいくつか存している。例えば、上院は条約の審議と議決、そして米国の執行部と司法部において政治的任命を受けた役職への大統領任命確保を担当する。対照的に、下院は歳入関連法令を先議する権限を有している。しかし、法案の最終可決では、両院双方が同法案に対し同形式で、個別に承認を与える必要がある。

---

各立法が法律となる典型プロセスを以下に説明するが、特定の法案の最終可決までの具体的な「経路」は、その法案ごとに大きく異なる可能性があることに留意が必要である。

### **党指導部の構造**

米国の共和党、民主党はいずれも全国委員会のほか、準自治州、郡・地方レベルの各組織を含む地方分権型指導体制を有している。連邦レベルでは、共和党全国委員会と民主党全国委員会が全国政党組織と資金調達のための主要フォーラムを開催している。

共和党全国委員会（RNC）：RNCは全国的な共和党組織である。

- 委員長 ロナ・マクダニエル（Ronna McDaniel）
- 共同委員長 ボブ・バダシク（Bob Paduchik）
- 収入役 トニー・パーカー（Tony Parker）
- 事務局長 スージー・ハドソン（Susie Hudson）

民主党全国委員会（DNC）：DNCは全国的な民主党組織である。

- 委員長 トム・ペレス（Tom Perez）
- 副委員長 キース・エリソン（Keith Ellison）

RNCとDNCはいずれも、党指導者、党员、各企業の利害関係者、消費者擁護団体、その他の利害関係者（ロビイストを含む）の集合体であり、党全体のポジション、アジェンダについての討議を行う「連邦レベル」フォーラムを代表するものである。

国家規模の委員会が、企業（さらにそのロビイスト）が政治的関係を発展させ、政府の政策立案と意思決定のための利益とアジェンダを主張するプロセスを示していることに留意が必要である。企業利益はまた、州、郡、各地方の党委員会、特にそのビジネス利益にとって非常に重要な州・地域において、このような関係性構築、ロビー活動を追求するものである。

### **議会における党指導部**

ただし、RNCとDNCの各活動にも関わらず、下院と上院双方の党指導部は各州委員会に非依存的であり、互いに独立している。議会党指導部は特定の各院党员により選出されるに過ぎない（例えば、下院共和党議員が下院共和党指導部を選出し、上院共和党議員が上院共和党指導部を選出する等）。

両院党指導部は、通常、議会議事全体のアジェンダの調整を執り行っている（共和党下院議員と共和党上院議員が活動の調整を図る等）。しかし、同時に、両院党指導者は、



---

互いに異なる視点とアジェンダを提示することが多い。また、憲法に規定される通り、各院には独自の立法・手続きを行うことが認められている。全体として言えば、下院指導部はアジェンダ通過に際してより迅速に行動する能力を持つ傾向がある。対照的に上院は、同院指導部が自らの党派によるアジェンダへの迅速移行努力を複雑にする審議・討論の存在といった観点から、個々の上院議員に重要な権限を与える立法・手続きを行うものとされている。

下院共和党協議会：下院共和党员は下院共和党協議会の下で組織化されている。同会合は、下院のすべての共和党議員のための組織体として機能するものである。下院共和党指導部会合、共和党議員委員会の任命・承認、広報戦略の策定等に関し、共和党議員による投票が実施される。

第 115 回連邦議会における下院共和党協議会指導部は次の通りである：

- ポール・ライアン（Paul Ryan、ウィスコンシン州）下院議長
- ケビン・マカーシー（Kevin McCarthy、カリフォルニア州）下院院内総務
- スティーブ・スカリス（Steve Scalise、ルイジアナ州）下院院内幹事
- パトリック・マクヘンリー（Patrick McHenry、ノースカロライナ州）下院院内副幹事
- キャシー・マックモリス・ロジャース（Cathy McMorris Rodgers、ワシントン州）下院協議会議長
- ルーク・メサー（Luke Messer、インディアナ州）共和党下院政策委員会委員長
- ダグ・コリンズ（Doug Collins、ジョージア州）下院協議会副議長
- ジェイソン・スミス（Jason Smith、ミズーリ州）下院協議会事務局長
- スティーブ・スタイバース（Steve Stivers、オハイオ州）全国共和党選挙運動委員会（NRCC）委員長

全国共和党選挙運動委員会（NRCC）は、下院選挙における共和党過半数の拡大にフォーカスを置いた共和党下院組織である。これは候補者と共和党の組織に対する直接的な財政的寄付を施し、下院における共和党の選挙戦を支援するものである。共和党候補者、党組織に対する技術的分野、研究的支援、有権者登録、指導教育、投票プログラム その他の党構築活動を支援している。NRCC は法人、非法人利益団体、ロビー組織が下院議員に意見表明を行うことができる主体組織である。

共和党上院コーカス：共和党上院は共和党上院コーカスの下で組織化されている。

- ミッチ・マコーネル（Mitch McConnell、ケンタッキー州）上院院内総務

- 
- ジョン・コーニン (John Cornyn、テキサス州) 上院院内幹事
  - ジョン・スーン (John Thune、サウスダコタ州) 上院協議会議長
  - ロイ・ブラント (Roy Blunt、ミズーリ州) 上院協議会副議長
  - ジョン・バラッソ (John Barrasso、ワイオミング州) 共和党上院政策委員会委員長
  - コリー・ガードナー (Cory Gardner、コロラド州) 全国共和党上院委員会 (NRSC) 委員長

NRCC と同様、全国共和党上院委員会 (NRSC) は、共和党上院議員の過半数拡大にフォーカスを置いた上院共和党組織である。これは予算計画、選挙法遵守、資金調達、コミュニケーションツール、メッセージング、研究、戦略といった分野で現在、そして将来における共和党上院候補者を支援するものである。

民主党下院コーカス：民主党下院は民主党下院コーカスの下、組織化されている。共和党協議会と同様、民主的コーカスは民主党指導部を指名・選任し、委員会の任命を承認し、コーカスの議事を制定し、党規律を施行し、党方針・立法上の優先事項を策定し、これを伝達する場として機能する。これは毎週のコーカス会合、進行中のアジェンダタスクフォース、年次コーカス課題会合、定期的な特別イベント、さらに議員間の継続的なコミュニケーションを通じた責務を達成するものである。

第 115 回連邦議会における民主党下院コーカス指導部は次の通りである：

- ナンシー・ペロシ (Nancy Pelosi、カリフォルニア州) 下院院内総務
- ステニー・ホイヤー (Steny Hoyer、メリーランド州) 下院院内幹事
- ジョー・クローリー (Joe Crowley、ニューヨーク州) 下院コーカス議長
- リンダ T・サンチェス (Linda T. Sánchez、カリフォルニア州) 下院コーカス副議長
- ベン・レイ・ルハン (Ben Ray Lujan、ニューメキシコ州) 民主党下院選挙委員会 (DCCC) 委員長

下院共和党 NRCC と同様、民主党下院選挙委員会 (DCCC) は、民主党下院の公式広報活動手段である。

民主党上院コーカス：民主党上院は、民主党上院コーカスの下、組織化されている。

- チャールズ E・シューマー (Charles E. Schumer、ニューヨーク州) 上院院内総務

- 
- ディック・ダービン (Dick Durbin、イリノイ州) 上院院内総務補佐／上院院内幹事
  - パティ・マレー (Patty Murray、ワシントン州) 上院院内総務補佐
  - デビー・スタベナウ (Debbie Stabenow、ミシガン州) 民主党政策・通信委員会委員長
  - エリザベス・ウォレン (Elizabeth Warren、マサチューセッツ州) 上院協議会副議長
  - マーク・ウォーナー (Mark Warner、バージニア州) 上院協議会副議長
  - エイミー・クロボチャー (Amy Klobuchar、ミネソタ州) 民主党運営委員会委員長
  - バーニー・サンダース (Bernie Sanders、バーモント州) 民主党展開戦略委員会委員長
  - ジョー・マンシン (Joe Manchin、ウェストバージニア州) 民主党政策・通信委員会副委員長
  - タミー・ボールドウィン (Tammy Baldwin) 上院協議会事務局長
  - クリス・ヴァン・ホーレン (Chris Van Hollen) 民主党上院選挙委員会 (DSCC) 委員長

民主党 DCCC 同様、民主党上院選挙委員会 (DSCC)は、民主党上院の公式広報活動手段である。

共和党下院会合の全国共和党選挙運動委員会 (NRCC)、全国共和党上院委員会 (NRSC)、民主党下院選挙委員会 (DCCC)、民主党上院選挙委員会 (DSCC) はすべて、政府の政策立案と意思決定に関する政治的関係を発展させ、その利益とアジェンダの主張に関する提案を行うものである。

また、各院にはそれぞれ、議会運営を支援する多数の部局が設置されている。

- 下院職員等には、事務局長、下院書記官、法務顧問、歴史局、監察官、法改正弁護士、立法顧問局、議会倫理局、議事規則・先例専門員、牧師、衛視等が含まれている。上院職員には、上院事務局長、多数党秘書官、少数党秘書官、立法顧問局、牧師、衛視等が含まれている
- また、議会予算局、議会調査局、会計検査院、さらに議会図書館、政府印刷局、議事堂建築監等も議会運営に含まれる。

### **規則策定に関する議会プロシージャ**

---

いずれの党議会議員にも、議会における規則策定権限が与えられている（ここでは議会議員の規則策定権限にのみ触れるが、大統領の要請により規則策定が図られる場合もある）。議会では何百もの法案が策定される。しかし、実際に提出される法案はごく一部である。また、議会閉会の際（第 115 回連邦議会と言えば、2019 年 1 月）、延期されたすべての法案は「死ぬ」こととなり、将来における議論のために議会で再策定される必要がある。

- 規則は様々な議会措置で構成されている。最も一般的なものは「法案」、「共同決議」と呼ばれ、議会を通過し大統領の署名があれば、その後、正式に法令となりうるものである。これとは対照的に、「単純な決議」、「並行決議」は、一般的に感情（例えば、下院の「感覚」等）を公然と表現し、かつ内部の行政上・組織上の問題に対処する目的により下院・上院により利用される。しかし、このような決議が法令となることを必ずしも意図するものではない。
- 上記の通り、下院・上院いずれにおいても立法顧問局が設置されている。議会議員、その職員は通常、このようなオフィスで活動する無党派弁護士と協議し、自らの法案に関する立法文言を作成する公的支援を得ている。
- 議会議員が法案策定に先立ち、その立法のための共催者を求めることが多い。議員は法案を回覧し、院内の他の議員に当該法案の共同スポンサーを求めることがある。
- 下院においては、「ホッパー」（下院議場に設置された木箱）に法案を投函すれば、それが正式な策定法案と見なされることとなる。なお上院では、法案は上院議場の書記官に正式に提出される。
- 策定に際し、法案には、その策定を行ういずれかの院に基づく指定略称が付されることとなる。例えば下院向け法案、両院合同法案には各々 HR、HJRes 等と付され、上院向け法案には S、SJRes 等と付される。また、2 年に及ぶ議会セッション（例えば、HR1、S493 等）において、その提出に基づく指定番号もあり、2 年に及ぶ議会セッション中に、順序通り、次に審議されることを示す番号が付される（例えば、HR1、S493 等）。

企業（さらにそのロビイスト）は議会議員と政治的関係を発展させるために活動する。このような関係性は、企業の利益が政府の政策立案と意思決定のための関心、とアジェンダを主張し、望まれる立法案が議員により策定され、含まれることを可能にするものである。

## 委員会プロセス

両院において、議会の委員会構造は立法案策定プロセスにおける重要要素である。委員会は様々な政策分野にフォーカスを置き、与党議員が議長を務める（各委員会における最年長の有力野党議員は「有力メンバー」と呼称されている）。

- 
- 一般に、委員会における与党と野党の構成比率は議会両院全体の党派比率を概ね反映している。委員会には、各議会議員付き職員が提供する活動・支援を補完する役割を果たす独自の委員会職員も配置されている。
  - 委員会メンバー、職員は立法案を審議する責務を負っている。さらに委員会は、執行部による政策実施に関する議会監視の役割も果たす。

議会指導部は、審議のために立法案を公式に委員会に付託する：

- 下院では、下院議員の助言を得た上で、議長が法案内容を管轄する委員会に法案を付託する（例えば、農業分野に関する法案が農務委員会に委ねられる等）。法案の多くは、通常、相当する1つの委員会の管轄下にあるものである。ただし、法案が複数の事項に対処する必要がある場合、複数の委員会がその法案を受理し、その管轄下に関する法案部分に関する審議を行う。しかしこの場合、その委員会の1つは、通常、「管轄」の「主たる」委員会と見なされる。限られた数であれば、法案が委員会への付託ではなく、下院議場に直接提出される場合もある。
- 上院でも、通常、法案が同様のプロセスで委員会に付託されるが、ほぼすべての場合、法案中の重要な事項について管轄権を有する委員会のみ委任される。限られた数であれば、法案が委員会への付託ではなく、その代替として、一連の手続きを経た上、上院カレンダーに直接提出される場合もある。

委員会の議長は、委員会のアジェンダをかなりの程度に支配する。例えば、各委員会は、議会の過程で多くの法案提出を受理する、そこで議長は委員会がフォーカスを置き、公聴会、マークアップを通じて正式に審議されるべき法案、論点を特定することとなる。

- 公聴会：法案、論点に関する最初の正式な委員会の行動は公聴会であり、委員会所属議員と市民が主要な行政機関、関連業界、利害を代表する市民（例えばロビイスト）団体等、選択された当事者から、当該法案の長所・短所に関して公聴することができるシステムである。公聴会は議会が他の議員、市民、報道機関に当該法案に注目させる手段でもある。公聴会に招致された証人は、当該委員会に対し口頭で手短な意見を述べる。証人による口述の後、委員会議員は交代で証人に対する質疑を行う。

このような公聴会は、公式な公開環境を提供するものであり、政策提案にフィードバックが求められる性質のものであるが、各委員、職員は非公式の説明会、その他のシステムを通じたアプローチによる追加評価にも取り組むこととなる。（ただし、法案が委員会からさらなる措置を受ける場合は、そのプロセス的見地から、公聴会開催の必要性はない。）

- 
- マークアップ：委員会によるマークアップは、法案が最終的に議場に提出されるために委員会が最終的に要する主たる正式段階である。通常、各委員会の委員長は、マークアップのために委員会に先立って提出される法案を選択する。すなわち参照法案、草稿文書である。一般に公開されるこのような会合では、委員会議員が文書全体の完全な代替案を含め、改正案を提示し、採択を受けることにより、可能性のある変更点を審議することとなる。

マークアップは、委員会が過半数の賛成を得て、議会で法案内容を報告することへの同意を結論づけるものである。委員会は問題の法案がその決議に対して過半数の支持を得ると予想されない限り、マークアップを開催することはまずありえない。委員会はマークアップ中に採択された修正を反映する提案変更と共に、参照法案を報告するに際しての決議を実施する場合がある。参照法案の代替として、基本的に草稿案からマークアッププロセスが無修正で記載されたオリジナル案、すなわち「クリーンな」法案を提出する場合もある。

下院委員会および各委員長	
行政委員会	グREG・ハーパー (Gregg Harper、共-MS)
農務委員会	マイク・コナウェイ (Mike Conaway、共-TX)
歳出委員会	ロドニー・フリーリングハイゼン (Rodney Frelinghuysen、共-NJ)
軍事委員会	マック・ソーンベリー (Mac Thornberry、共-TX)
予算委員会	トム・プライス (Tom Price、共-GA)
教育・労働委員会	バージニア・フォックス (Virginia Foxx、共-NC)
エネルギー・商務委員会	グREG・ウォルデン (Greg Walden、共-OR)
倫理委員会	スーザン・ブルックス (Susan Brooks、共-IN)
金融サービス委員会	ジェブ・ヘンサーリング (Jeb Hensarling、共-TX)
外交委員会	エド・ロイス (Ed Royce、共-CA)
国土安全保障委員会	マイケル・マコール (Micheal McCaul、共-TX)
諜報委員会	デビン・ヌーネス (Devin Nunes、共-CA)
司法委員会	ボブ・グッドラッテ (Bob Goodlatte、共-VA)
天然資源委員会	ロブ・ビショップ (Rob Bishop、共-UT)
監視・政府改革委員会	ジェイソン・チャフェッツ (Jason Chaffetz、共-UT)
立法委員会	ピート・セッションズ (Pete Sessions、共-TX)
科学・宇宙・技術委員会	レイマー・スミス (Lamar Smith、共-TX)
小企業委員会	スティーブ・シャボット (Steve Chabot、共-OH)
運輸・インフラ委員会	ビル・シャスター (Bill Shuster、共-PA)
退役軍人委員会	フィル・ロウ (Phill Roe、共-TN)
歳入委員会	ケビン・ブレイディー (Kevin Brady、共-TX)

上院委員会および各委員長	
農務・食品・林業委員会	パット・ロバーツ (Pat Roberts、共-KS)
歳出委員会	タード・コックラン

	(Thad Cochran、共－MS)
軍事委員会	ジョン・マケイン (John McCain、共－AZ)
銀行・住宅・都市開発委員会	マイク・クラッポ (Mike Crapo、共－ID)
予算委員会	マイケル・エンツイ (Michael Enzi、共－WY)
商務・化学・運輸委員会	ジョン・スーン (John Thune、共－SD)
エネルギー・天然資源委員会	リサ・マコウスキー (Lisa Murkowski、共－AK)
環境・公共事業委員会	ジョン・バラッソ (John Barrasso、共－WY)
財政委員会	オリン・ハッチ (Orrin Hatch、共－UT)
外交委員会	ボブ・コーカー (Bob Corker、共－TN)
保険・教育・労働・年金委員会	ラマ・アレクサンダー (Lama Alexander、共－TN)
国土安全保障・政府問題委員会	ロン・ジョンソン (Ron Johnson、共－WI)
インディアン問題委員会	ジョン・ホイーブン (John Hoeven、共－ND)
司法委員会	チャック・グラスリー (Chuck Grassley、共－IA)
規制・行政委員会	リチャード・シェルビー (Richard Shelby、共－AL)
倫理特別委員会	ジョニー・アイザックソン (Johnny Isakson、共－GA)
諜報特別委員会	リチャード・バー (Richard Burr、共－NC)
小企業・起業家委員会	ジェイムス・リッシュ (James Risch、共－ID)
高齢化に関する特別委員会	スーザン・コリンズ (Susan Collins、共－ME)
退役軍人委員会	ジョニー・アイザックソン (Johnny Isakson 共－GA)

下院・上院ともに、両院議員から構成される合同委員会も設置している：

- 合同経済委員会（同委員会委員長は、議会ごとに上院と下院で交互に努める。これは現在、下院のパット・ティブリ（Pat Tiberi、共和党・オハイオ州）が委員長を、上院のマイク・リー（Mike Lee、共和党・ユタ州）が副委員長を務めている。）
- 合同税務委員会（この合同委員会では上院財務委員会委員長と下院議員会合委員会委員長が交代で議長を務める。各議会の第 1 セッション中は下院が議



---

長を務め、上院が副議長を務める。第 2 セッション中はこの割り振りが反対となる。

- そのほか、合同図書館委員会等もある。

小委員会：下院委員会、上院委員会ともにその殆どに小委員会が設置されている。小委員会は委員会全体の「サブパネル」として機能し、メンバーは政策分野におけるある特定の課題にさらなるフォーカスを置くことが可能となる。小委員会が政策立案において正式な役割を果たす程度は、議長決定に基づいて異なる。各小委員会の委員長はその委員会の組織・運営における委員長の重要な「補佐役」、すなわち「右腕」としての役割を果たす場合が多い。

委員会のメンバー、職員は、企業（およびそのロビイスト）が政治的関係を構築し、政府の政策立案と意思決定のための利益とアジェンダを主張する対象となっている。企業の多くは、ビジネス環境に影響を及ぼす委員会メンバー、スタッフとの関係を発展させるために尽力することとなる（例えば、軍事防衛企業が上院・下院の軍事委員会メンバー、職員をその対象とする等）。

コーカス：議会メンバーは一般的な立法目標・政策目標の追求を目的とした非公式「コーカス」を形成する場合があることにも留意が必要である。このようなグループの存在は、両院の規模を考慮すれば、上院よりも下院においてより一般的であることが理解できる。公式には、コーカスは下院を通じて議会議員組織（CMO）として形成されている（コーカスは上院ではより非公式的性質である）。コーカスという語彙に加え、このようなグループは連合、研究グループ、タスクフォース、またはワーキンググループといった別称で呼称される場合もある。

- 例えば、数年にもわたり、民主党コーカスには、ブルードッグ連合（民主党保守系）、新民主連合（民主党中道派）、議会革新コーカス（民主党リベラル派・進歩派）が存在している。また共和党委員会には研究委員会（共和党保守派）、共和党主流派パートナーシップ、火曜会（共和党中道派）、フリーダムコーカス（ティーパーティー運動に関連する保守派）、リバティーコーカス（共和党リバタリアン）等が含まれている。

（上記、リストアップした）党派グループとともに、議会議員は日米コーカス（デイブ・ラインハルト（Dave Reichert）議長、ホアキン・カストロ（Joaquin Castro）議長）、東南アジア諸国連合に関する議会コーカス（アン・ワグナー（Ann Wagner）議長、ホアキン・カストロ（Joaquin Castro）議長）、下院自動車産業コーカス（マイク・ケリー（Mike Kelly）議長、マーシー・キャプター（Marcy Kaptur）議長、チャック・フレイスチマン（Chuck Fleischman）議長、ダン・キルディー（Dan Kildee）議長）といったコーカスを設置している。

---

これらのコーカスも企業（さらにそのロビイスト）が政治的関係を発展させ、政府の政策立案と意思決定のための利益とアジェンダを主張する場合における対象となっている。

## 議会職員

議会は、下院議員、上院議員に対し、その公務のために（個人報酬以外の）予算を提供している。

下院：下院議員には、職員、出張、郵便、事務用品、地元オフィスのレンタル、文房具、その他の事務用品を含む、公的費用に使用することができる「議員代表特別手当」（MRA）が交付される。各議院の MRA は、以下の 3 要素に基づいて算出される：

- 人件費：各議員ともに均一（2016 年、各議員に対する交付金は 944,671 ドルであり、一般に MRA を利用し、18 名を超えない範囲で常勤職員を雇用することができる。）
- 公務オフィス費用：各議員の地元とワシントン DC との間における距離に関する差異、地元における連邦調達庁オフィスの賃貸スペース費用により議員間でこの額は異なる。
- 公務（非公式）郵便費：地元地区内の非事業所住宅数に基づいて議員間で異なる。大量郵便を含む非公式郵便の使用に関する要件は、法律、規則による規定、議会郵送基準委員会（フランキング委員会とも呼ばれる）の規則により定められている。

（上院のみならず）下院が職員の雇用に関する「単一組織」ではない。むしろ、これは数百に及ぶ個々事務所として捉えられることが最も一般的である。現在、職員総数は約 10,000 人である。職員の半数以上がワシントン DC で業務従事しているが、各州議員に仕える下院職員も存在する。

上院：上院議員は、現在、年間平均約 330 万ドルの「上院議員公務職員・事務経費交付金」（SOPOEA）を受領している。各上院議員の SOPOEA は、次の 3 要素に基づき算出される：

- 行政・事務援助手当：州人口により異なる。2017 年度上院報告（S.Rept. 114-258）の予備算出によると、同手当は、人口 500 万人未満の州議会議員に対しては 2,444,470 ドル、人口 2,800 万人以上の州議会議員に対しては 3,884,968 ドルである。
- 立法援助手当：上院議員すべてに均一額である。2017 年度上院報告によると、SOPOEA による立法援助手当は 477,874,28 ドルである。

- 
- 公務オフィス手当：ワシントン DC と地元州との距離、州人口、公務（非公式）郵便配分に相応し、州により異なる。上院報 114-258 に記載される通り、2017 年度における公務事務所手当交付額は 121,110 ドルから 452,361 ドルの範囲である。

この 3 要素は、あらゆる公的費用支出利用を目的とし、各上院議員に対する単一的な SOPOEA 認可となる。例えば、各上院議員は人件費、消耗品費用、出張費用として支出された額をどの配分にどの程度の額を割り当てるかという選択を行うことが可能である。ただし非公式郵便に対する支出には制限がある。一般に、上院議員付き職員は、議員がその予算を消化する自らの希望方法に応じた範囲となる（職員数範囲は、20 人未満、60 人以上まで様々である）。

職員事務所に関する組織構成手当：各議会議員は、議員が希望する方法により職員を構成することが可能である。ただし、「常駐」役職には以下が含まれる：

- チーフ職員：最上位かつ最高被報酬者である立法立案者
- 副チーフ職員
- 立法ディレクター（LD）、シニア立法補佐官（SLA）または立法コーディネータ（LC）とは、すべての立法補佐官、その他の関連職員を含む立法従事職員を監督する立場にある者である。
- 立法コーディネータ（LC）は、有権者の意見・質疑に応じた書簡作成の責務を負い、一般に立法課題を担当する。
- プレス対応職員、コミュニケーションディレクタ
- その他の職員、あるいは有権者に対するサービス担当職員

委員会：各議会委員会には様々な規模で職員が存在する。委員会関連職員らに対する歳出は、年ごとに法律上の歳出法案により作成される。通常、委員会の与党議員、野党議員ともに、自らの委員会職員を独自に雇用する。近年、委員会の平均スタッフ数は 40 人から 60 人程度である。委員会職員には共和党職員、民主党職員、委員会顧問、委員会調査員、報道官、筆頭書記官、事務局長、スケジュール管理官、文書書記官、その他助手等が含まれる。

### 各院における全体審議

委員会が法案を上程すると、同法案は各院カレンダーに提出される。カレンダーとは、基本的に議場審議の必要性を含む、いわば法案リストである。ただし、カレンダーに記載される法案を議場審議する必要はない。実際、これら法案の多くは 2 年間の議会セッション中にその採決を目的として議場に提出されることはない。上述の通り、委員会が提出、あるいはカレンダーに登載することなく、指導部が法案を直接、議場に付託する場合もあるが、それほど一般的な方法ではない。

---

下院においては与党指導部がいずれの法案を下院で審議するか、また、いずれの順序で審議するかを決定する。下院は様々なプロシージャを経て法案審議を行うが、その各々は議論に際して割り当てられる総時間数と、議員が改正を提案する機会数により異なる。

- 法案の中には、審議が制限され、議員による議場への提出が認められない、「議事プロシージャ」の中止と見なされるものもある。ただし下院の法案可決には同議会議員の 3 分の 2 の賛成が必要とされることから、この方式は下院で過半数支持を持たない法案には有効ではない。
- 下院議場において議事の中止とは見なされない法案については、通常、各々の特定法案に合致した調整が図られる。下院は、特別議事と呼ばれる下院決議採択を通じて、ケースバイケースによりこのような基準を設定する。この特別議事は下院議事運営委員会により報告される。

議事運営委員会は、過半数を保持する党により大きく支配されており、各特別議事の主要要素に関し、下院与党指導部と緊密な協力体制を構築している。議事運営委員会は、議長が議院支配を維持する権限において同委員会が果たす役割に資する「議長委員会」としてその名が知られていた（1910 年まで、実際、同委員会議長は下院議長が務めていた）。

議事運営委員会は、他の多くの委員会のように特定分野の政策を扱うのではなく、他の法案が議事運営に基づいて「いかに」裁決されるかを報告する性質のものである。特別議事に見られる共通規定には、検討すべき文書の選択、審議の制限、議場で提供される修正の限度が含まれる。例えば、同委員会は時に修正に際して殆ど制限を課さない議事も取り扱う場合もあり、審議中に何十にも及ぶ修正案が議場に提供される可能性もあるためである。他にもこの特別議事運営により、特定修正のみが事前に提供される、あるいは議場での修正がすべて纏めて排除される場合もある。

- 議事運営委員会が法案を審議するための議事を報告した後は、下院がまずその議事を下院議場において審議する。同審議の後、議会は特別議事を採択するか否かに関する投票を実施する。その採択を経てはじめて、下院は特別議事に規定される条件の下、当該法案審議を進行させることとなる。

上院においては やや複雑なプロセスが用いられる。上院が法案を受け入れることが可能となる方法の 1 つは、そこに進行するための動議を承認することである。上院議員、特に与党指導部は、上院が特定の法案に進行する動議を示してそこではじめて、通常、上院が審議の進行を論議することが可能となる。最終的に与党裁決による承認に同意した場合、上院がそこで法案自体の審議を開始することが可能となる。あるいは、与党指導部は、上院が特定の法案を採択するという全会一致同意を求める場合がある。この要求がなされた際、特段の反対がなければ、上院は直ちに問題の法案審議を開始するこ

---

ととなる。(1 人の上院議員から反対する旨の通告があり、かつ。指導部がこのような要求を認めない場合、その上院議員が法案を保留したと言われることが多い。)

- おそらく、現代上院の定義に関する特徴は、ある問題について最終的な裁決に至ることの潜在的な困難性である。審議される法案段階へと進行する措置から各改正案、法案自体に至るまで、上院が審議するその殆どの質疑は審議制限の対象とはならない。簡潔に言えば、上院の議事は単純な多数決審議の限度を遮断した上で最終裁決に移行するといった方式を採用していない。その結果、上院議員らは、実際には殆どの改正案、法案、その他の動議について最終裁決を遅らせ、あるいは妨げるために、広範な審議の実施を主張し、効果的に議事妨害を行う（あるいは行おうと脅す）行為に及ぶこととなる。
- さらに、上院議事には法案に対し提出された修正案を包括的に制限する選択肢が殆ど存在しない。例えば、下院とは異なり、多くの場合、上院による改正には密接関係が存在する必要はなく、時に改正案は問題の法案と無関係の主題を伴う場合もある。これは一般に、下院よりもはるかに広範囲で予測困難な審議進行に繋がる可能性があるものである。
- 上院議事規則第 22 条は、しばしばクローチャールールと呼ばれ、与党が法案、改正、動議に関する議論を制限することを認めている。加えて、法案の場合、クローチャーは提出可能な修正も制限することがある。例えば、議場審議法案の賛成者は、少なくとも 16 人の上院議員署名によるクローチャー動議案を提出することが可能である。2 日間にわたる審議の後、上院議員はこのクローチャー動議案を採決する。5 分の 3（つまり通常は上院議員のうちの 60 人）がこれに同意した場合、その法案に関するさらなる審議が 30 時間に制限され、その間、事前に定められたものからの改正部分のみが提出される。この最終審議期間を経た後、上院はそこではじめて法案に関する最終決議を行う。この最終決議では、承認に単純過半数を必要とする。しかし法案に関する議論を終結させるためには、しばしばクローチャープロセスが必要とされることから、法案成立には最初から 5 分の 3 以上の過半数支持を獲得しておく必要がある。法案の最終決議に至るこのプロセスは、完了終結までに約 1 週間の時間を上院議場で要されると言われている。
- 全体として、議場での議論と上院改正を支配するこれらの議事運営とその実施は、各個々の上院議員に大きな影響力を与えるものである。しかし、クローチャーのような公式ルールに依存するのではなく、多くの場合、上院は全会一致の同意を利用して、より効果的な行動を図る場合が多い。このような同意は議論、修正を制限するための構造的なプランの 1 つであり、議場に届く各法案に合致させて調整することを可能とするものである。(これは下院の特別議事運営に若干類似している)。すべての上院議員が合意した詳細規定を利用することにより、各議員の手續権利を保護しつつ、他方で、上院がより効果的な業務処理に従事することが可能となるのである。

---

両院においても、党指導部は定期的な登院通知等、様々な手段を利用し、予測される議場スケジュールを議員に対し告知している。

### **最終法案に関する意見相違解決**

上述の通り、法案は大統領に上程されるに先立ち、両院において同じ形式で合意される必要がある。一方の院が法案を通過させると、正式な形式で書面化、すなわち準備され、その後、他方の院へと付託（すなわち送付）される。多くの場合、上院は下院が通過させた「クリアな文章」に単に同意するだけであり、その場合、議会はその法案処理をすでに終結しているとも言える。

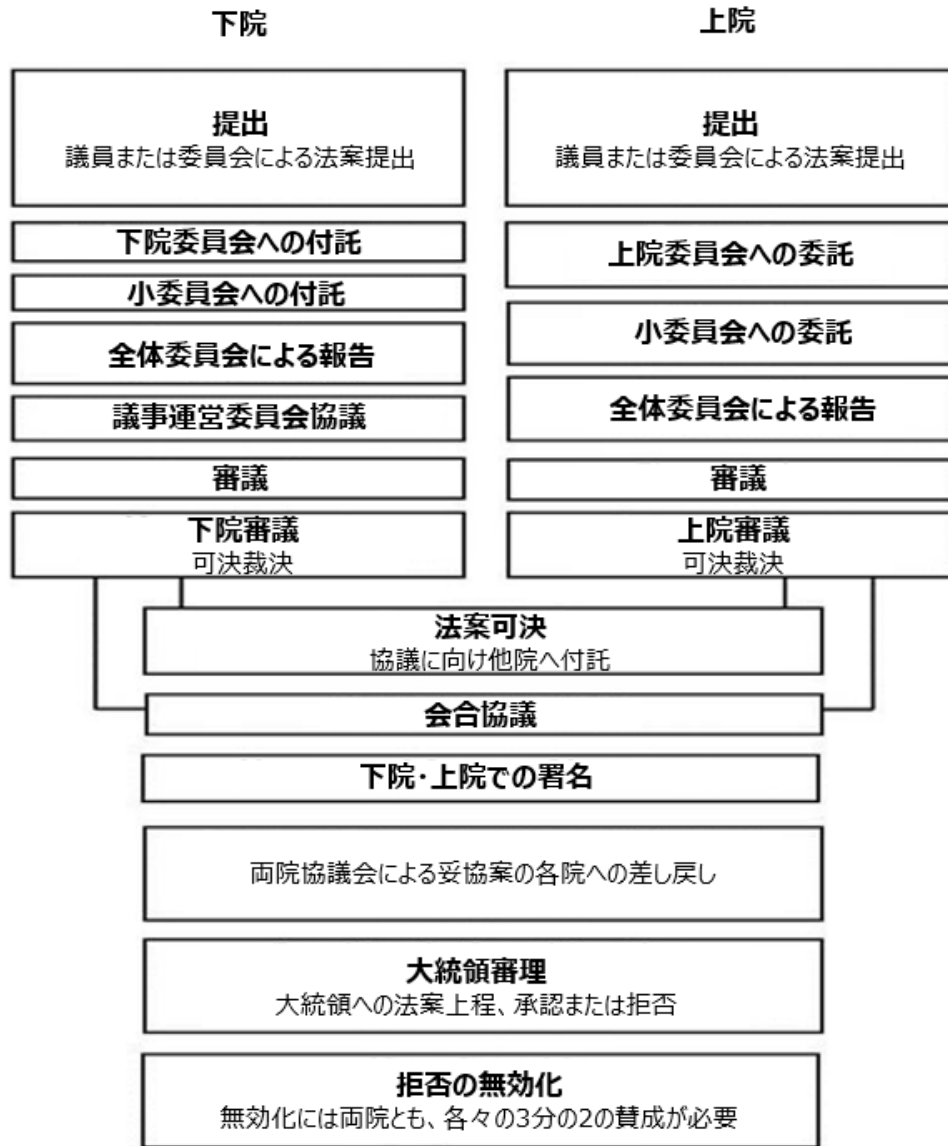
- 改正案：場合により、上院が下院に代わり法案を修正することを決定することがある。実際には上院側が法案の代替案を提案することが多く、軽微なあるいは実質的な相違が存在する場合がある。状況によっては代替案が別の議題に関する提案を具体化させる場合もある。上院が当該法案に代わり、提案代替案に同意した場合、その提案法案が下院に付託されて審議対象となり、そこで決議が行われることとなる。付託を受理した院はまた、対抗案等によりこれに対処することも一応は可能ではある。法案が法律になる機会を得るためには、一方の院が他方の院により付託される提案に最終的に同意しなければならない。
- 両院協議会：時に上院と下院の提案に関する相違解決は、両院協議会を通じて行われることもある。同協議会は特定の法案に関連して設置される暫定協議会である。その任務は両院で合意しうる提案の交渉である。協議会各メンバーは、当該法案を管轄する委員会から選出された上院議員、下院議員により主に構成されている。非公式交渉と両院協議を組み合わせることにより、上下両院で決議された相違提案要素を浮き彫りとさせ、妥協案を策定しようと試みていくこととなる。同提案が下院議員と上院議員の過半数支持を得ることができれば、交渉される提案が協議会報告書により具体化される。この協議会報告書は、一方の院において検討され、合意されれば、他方の院によりさらに検討されることとなる。いずれの院が最初に検討するかに関わらず、この協議会報告書はその他の業務において利用されうる一連の手続の下で審議される場合もある。例えば、上院により協議会報告書が決議に至るに際し、クローチャー処理が必要となる場合がある。法案策定の次の行程に進むためには、両院が変更なしにこの協議会報告書に同意することが必要となる。

### **大統領判断—署名と拒否**

議会における両院が法案に各々同意した後、それは書面化、すなわち最終的な正式形式で準備されたものと見なされ、その後大統領に上程されることとなる。

- 
- 大統領は、上程後の真夜中から起算し、日曜日を除き、法案に署名するか拒否するかを決定するに際し、10 日間を有する。その法案が 10 日以内に署名された場合、当該法案が法律となる。万一、大統領が署名も拒否も行わない場合（つまりいかなる方法でも判断しない場合）、署名を伴わない法案が法律となる（特定の状況下で議会が延期した場合を除く）。
  - 大統領が法案を拒否した場合、当該法案は元の議会議院に差し戻されることとなる。当該院は大統領の拒否権を無効にしようと試みる場合もある。無効化に対する決議には、当該議員の 3 分の 2 の賛成が必要とされる。決議が採択された場合、他方の院は自身の決議を行うか否かに決定を下す。その無効化決議に際しても当該議員の 3 分の 2 がこれに同意する必要がある。両院が無効化を裁決した場合、当該法案は法律となる。

## 連邦立法プロセス





---

## 官公庁の役割と議会との関係

日本の官僚主義と比較して、米国の官僚主義が立法府（例えば、国会、議会）との法律策定において果たすその役割は僅かである。総体的に、連邦制における官僚主義は、政府においてその実施、管理、規制という3つの主要課題を遂行してはいるが、立法策定に対するその影響は少ない。

- 立法の策定：一般に、議会は立法の策定を目的として自らの議員、職員、そしてロビイストに通常、依存している。これと比較して、連邦的官僚主義は、一般に議会と直接立法の策定進行を行う上でより限定的な役割しか果たしていない。議会が法律を可決すると、議会は新政策を実行するためのガイドラインを策定する。その政策方針が明確に定義されておらず、官僚が当該法律の意義を自ら解釈しなければならない場合が多い。官僚主義は実際の法律施行において行政的裁量と呼ばれる柔軟性を持つことが多い。
- 連邦立法との非公式関係：しかし、ワシントンでは、特定の問題、すなわち、関連する議会委員会、企業その他の利益団体を含む、関連行政機関、民間の利害関係者間の特定の問題に関わる関係性、つまり「鉄のトライアングル」あるいは「イシューネットワーク」なる概念が存在する。典型的には、この関係は民間部門、立法府、行政部門に関わる者同士が互いを見識するに従ってより、深く発展していくこととなる。なおワシントンでは、関係者が、ある「トライアングルの角」から別の「角」に移動する状況が頻繁に見られる。この鉄のトライアングルが防衛分野で特に顕著である。

## B. 官僚的規則策定

既述の通り、議会が新法案を通過させた後、当該法の施行義務を負う執行機関は、その法を執行するためのルール（すなわち立法）を作成し、連邦官報にこれを掲載し、連邦規則集（CFR）に記載することとなる。

- CFR は、本質的に米国連邦政府の官報、すなわち連邦官報に連邦政府の各部門、機関により公表されるコード化された規則集である。
- CFR は、連邦規則の対象となる広範な部門を代表する50項目の巻に区分されている。この50に及ぶ巻には1つあるいは複数の節番号が付されている。この節番号は1年ごとに1つずつ更新されていくものである。各節はさらに章に分かれており、通常発行機関の名称が付されている。各章はさらに特定の規則区分を示す部に細分化されている。部が大きい場合、小部に細分化されることとなる。すべての部は節により構成されており、CFRの引用の多くはセクションレベルに関する資料を参照している。

---

後述する通り、政府機関による規則策定プロセスは段階的に行われる。利害関係性を有する民間部門当事者は、公聴会において、あるいは当局に文書を提出することにより、当該規則にコメントすることが可能となる。当局が最終的な規則を公表した後は、通常、当該規則が施行されるまで 60 日間を要する。その間、議会からの要請があれば、同規則を修正、変更する場合もある。議会が何も変更を行わなければ、60 日後に同規則が発効されることとなる。

## 規則策定プロセス

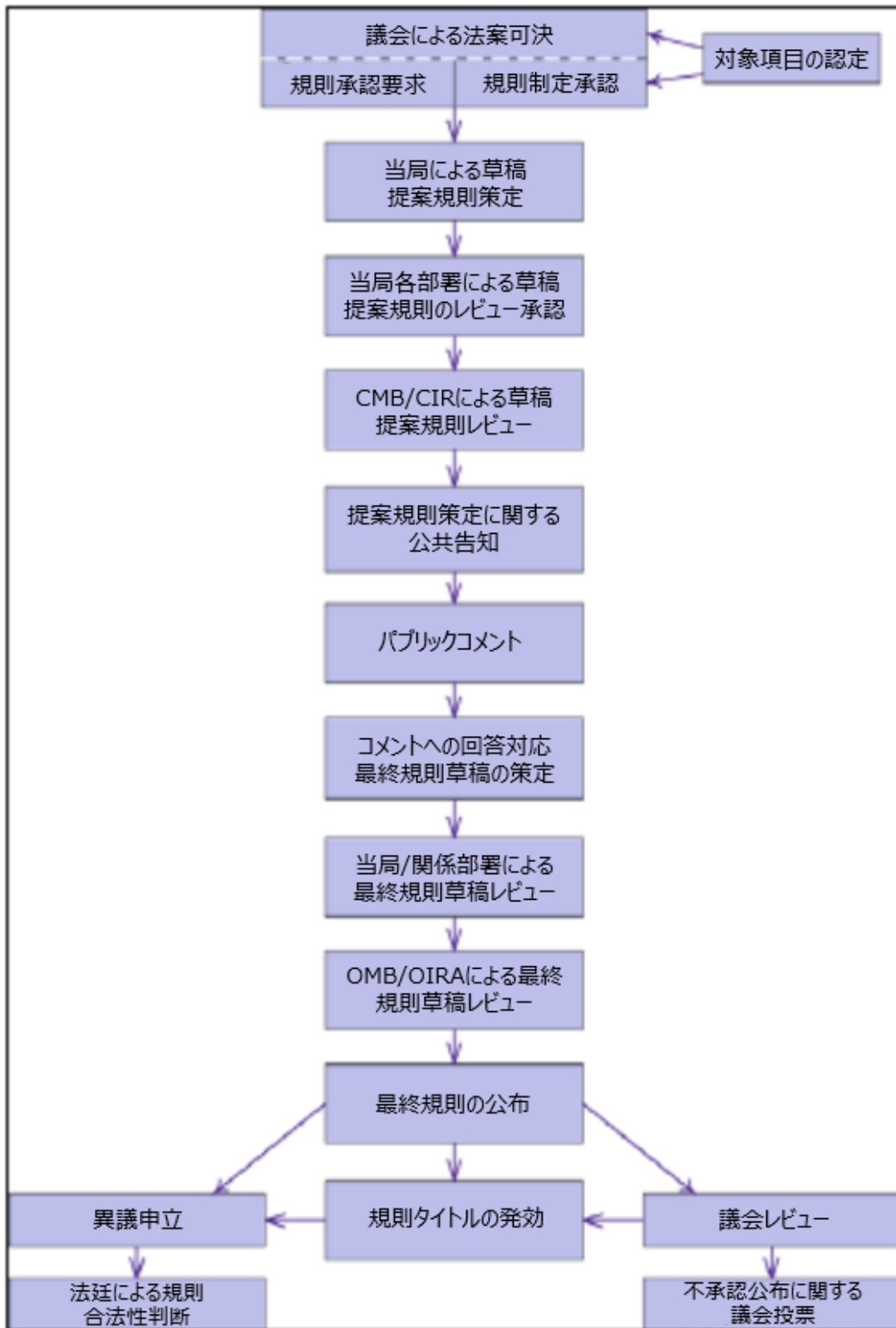
行政手続法（APA）は、行政府が公的機関との相互活動その他のプロセス審査（司法審査）を含み、連邦規制を策定、実施、撤廃するプロセスを規定する重要な米国法である。本法は 1946 年に初成立し、何年にもわたり数回に及び改正されているものである。重要なことは、APA が連邦執行部、米国の政府独立機関（原子力規制委員会等）の双方に適用される点である。

- 提案規則：まず当局は、パブリックコメントを目的とし、連邦官報に掲載される規制作成公示（NOPR）に通知を発行する。上記の通り、連邦官報は一般規則、掲載規則、連邦政府機関・組織に関する通知、さらに執行命令その他の大統領文書に関する米国政府の公式日刊誌である。場合により、掲載される規制作成事前公示（ANPR）通知は、掲載される規則の発効前にパブリックコメントを求める際にも公開されるものである。
- OMB レビュー：掲載される規則が公開されるに先立ち、大統領（ホワイトハウスの管理予算、事務局等）は当該規則を評価する権限を有する。全体として、OIRA は行政府規制、政府情報収集の承認、政府統計実務の確立、連邦プライバシーポリシーの調整に関する米国政府内の「中央権限」である。支部は 5 箇所により構成されており、大統領より任命され、米国上院より承認された OIRA アドミニストレータがこれを統率する。OIRA が、当局がこれらを公表する前に最終規則草案を評価する場合もある。主要な OIRA ガイダンス文書は次のとおりである：
  - 大統領令 12866 号 - Improving the planning and the coordination of Federal regulation
  - 大統領令 13563 号 - Improving Regulation and Regulatory Review
  - 大統領令 13579 号 - Regulation and Independent Regulatory Agencies
  - 大統領令 13609 号 - Promoting International Regulatory Cooperation
  - 大統領令 13610 号 - Identifying and Reducing Regulatory Burdens
  - 回状第 A-4 号 “Regulatory Analysis” - Increasing the transparency of both the benefits and the costs of Federal regulation

- 
- パブリックコメント：通知が発出された後、当局は当該規則に関するパブリックコメントを要請し、これを受諾することが要求される。コメント期間には期限が指定されておらず、規則の複雑さにより異なる場合がある。殆どの場合、そのコメント期間は 30 日から 60 日の間であり、当事者により、一般市民が対応する時間が不十分であると判断された場合、あるいは当局により要請に値するほど多くのフィードバックを受けていないと判断された場合、再検討される場合もある。その後、提出されたコメントすべてを検証する必要がある。
  - 暫定規則：当局は、米国政府が「暫定規則」等のプロセス利用の際に提案される規則を必ずしも公表する必要はない。政府機関は、提案される規則を最初に公表することなく、当該規則が「暫定最終規則」または「暫定規則」として多くの場合に特徴づけられる性質のものである。このタイプの規則は公開直後その効力を発する。しかし、殆どの場合、当局に関し、一般的なコメントにより保証される場合は、暫定規則を変更することが規定されている。政府機関が暫定規則を変更しない決定を下した場合、当該暫定規則を完了させるために連邦官報に簡潔な最終規則を公開するのが一般的である。
  - 最終規則：最終的に、当局は「最終規則」を公表することとなる。特定の場合においては、当局は法廷形式の審問を必要とする正式な規則制定を受諾することとなる。正式な公聴会は、通常、行政法審判官（ALJ）により主宰される。最終的な同機関による決定は、米国の裁判所による司法審査の対象となる。この最終規則は米国政府の連邦規則集に記載される。

行政手続法の下、規則の廃止は公示とコメントを伴って、新規則の決議との場合と同様の官僚的プロセスを必要とする。

行政府規制プラン：連邦政府機関は、1年に1回秋季に「規制計画」を、春季と秋季に「規制及び規制緩和行動に関するアジェンダ」を公表することとなっている。この規制プラン、規制アジェンダは通常、「統一アジェンダ」と総称されることが多い。本質的に、統一アジェンダとは未来における立法策定活動を公表する機関が、未決の規制措置、あるいは完了した規制措置に関する、国民に対する最新情報の周知手段である。



## 基準策定に関する政府・産業間相互作用

米国政府による規制力の重要部分は、規制内で基準を確立する権限である。しかし、1970年代以降、米国連邦政府は、同国民間部門に対しこのような基準策定をますます依存する傾向にあり、その後、関連行政機関により政府の規制に含まれることとなった。

- 政府調達仕様の標準化：背景として、一般調達局（GSA）は、連邦基準プログラム（FSP）の管理、政府全体の標準化方針・手順の開発と普及、重複を回避するための民間標準化機能と軍事標準化機能の調整責務を負っている。GSAの主な任務の1つは、連邦政府のための集中調達を提供することである。またFSBの目的は、自主的コンセンサス基準を最適化すること、あるいは連邦製品説明書を作成することにより、連邦政府全体で利用される品目を標準化することである。

連邦基準プログラムは、フーバー委員会とも呼ばれ、1947年から1949年の間、行政部門組織委員会の勧告に基づいているものである。連邦政府の供給システムに関するタスクフォース報告書では、「基準仕様」のテーマに言及している。また同書では、連邦基準活動活動に関する責任は、大統領執行室の「中央供給組織」の「基準部門」にあるべきであると勧告されている。これらの勧告は、そこでGSAが作成された1949年の連邦財産管理行政法、およびその中の連邦供給局において実際に実施に移されている。

- 民間防衛基準：1952年、議会はさらにGSAと国防総省（連邦供給局）との間で単一のカタログシステム、関連する供給標準化プログラムを確立するための国防目録・標準化法を承認した。連邦供給局のコンセプトをさらに発展させる目的により、GSAとDODは1971年、各々の供給システム間の重複を回避することで合意している。「連邦供給局による供給管理関係を管理する国防総省と連邦政府一般調達局との間の合意」は、GSAと防衛供給庁（現在の防衛物流庁、すなわちDLA）との間における消耗品管理体制を分割し、この部門の基準確立を果たしたものである。

GSAのこのような連邦供給品分類（FSC）に付与された合意、あるいは連邦政府機関により利用される製品は主に軍事的性質のものではなく、市販されている商品そのものである。これにより軍事オペレーション、兵器システムのサポートに利用される連邦供給品分類がDLAにより割り当てられた。GSAには、手工具、塗料、接着剤、事務用品、清掃用品、家具、キッチン用品、屋外用具をはじめとした行政府の各機関の消耗品を調達する責任性が明確に割り当てられることとなった。これら製品の殆どは、軍事・連邦政府基準に含まれる米国政府特有の要件を利用して調達される。現在、GSAは連邦標準化プログラム・マニュアルを管理しており、他方、DOD 4120.24-Mは防衛標準化マニュアルを提供している。

---

商業的基準の使用：その後、米国政府は 1970 年代に商業的基準への移行を開始した。1972 年、政府調達委員会はその商用製品に関する取得に関わる報告書において、政府が商業市場により提供される効率性をより有効に利用する旨、勧告を行った。議会は 1974 年、連邦調達政策法施行令を通過させることで調達プロセスの改善を指示した。1976 年 5 月、新創設されたその事務局が商用製品の購入・販売を要求する「商用製品の取得・配布」、すなわち ADCoP を発出しているが、これは製品、流通システムが政府のニーズを十分に満たす際はいつでも、商用製品と商用流通システムを活用することを求めるものであった。

- ADCoP 政策の焦点は、商用市場の革新・効率性を利用し、商用製品が入手可能な政府特有の製品開発を回避し、商用流通チャンネルが適切である際において当該製品を流通させるための政府システムの使用を防止することであった。
- ADCoP 政策実施直後、商用品目明細、すなわち CID が誕生した。GSA と DOD は、数千に及ぶ詳細な政府仕様を審査対象とし、それらを廃止、または CID に代替することを推奨した。ADCoP のもう 1 つの成果は、商用製品を取得する際における自主的コンセンサス基準を使用に関わるイニシアティブであった。

この措置は、1978 年に財政管理局が回状第 A-119 号、自主的コンセンサス基準の開発・使用に対する連邦参画、適合性評価活動を実施した際に強化されている。この自主的な方針は、自主基準体との相互作用、さらには自主基準の採択・利用の両面に関係している。さらに、自主的コンセンサス基準の優先性が述べられ、「知識標準化機関職員による自主基準機関及び基準策定組織の標準化活動への参加」が奨励された。そして 1978 年以降、同回状は年次報告要件を含むこと、自主的コンセンサス基準を利用してその開発に参加するといった要件の強化等、数回の改訂がなされた。

立法における産業基準の使用：議会は回状第 A-119 号の成果を踏まえ、政府調達のみならず、規制活動に関しても産業基準の使用をさらに促進するため、1990 年代、一連の法律を制定した。

- 1993 年の国家業績評価、さらに 1994 年の連邦調達・合理化法では、政府特有の製品に限らず、商用製品を購入することの重要性が再強調された。国家業績評価は、調達における表用明細の使用頻度を増加させ、政府特有の要求を発する文書を削除、排除するよう GSA に委任した。GSA はより商業的な基準というものを使用することとなり、既存の連邦基準を継続する必要性を検討するよう調達活動を指示することでこれに対応した。GSA の国家業績評価イニシアティブに先立ち、調達に引用された文書の 54%が商業的性質のものであった。また完成時には、その 80%が商用であった。GSA は連邦基準の 30%を削除し、36%を CID あるいは自主基準に代替している。
- 議会はその後、1996 年 3 月、1995 年の国家技術移転促進法を通過させた。同法第 12 条 (d) では、連邦政府機関が「自主的コンセンサス基準開発機関が

---

開発又は採用する技術基準を使用し」とし、さらに政府機関が、自主的、民間的な部門、コンセンサス機関と協議し、公的関心を有し、機関の任務、権限、優先順位、資源と適合することが要求されるとしている。

- これらの法律実施に際し、ホワイトハウスは長年にわたり一連の行政命令を発出してきた。例えば、2012年5月、オバマ大統領の下、ホワイトハウスは「国際基準協力の促進について」と題する大統領令第13609号を発出している。

行政府は2016年1月、回状第A-119号を最更新した。同更新に伴い、これに関しホワイトハウスは次のように述べている。「... 革新を可能にする米国の基準システムの活力と有効性は、引き続き民間部門のリーダーシップとエンゲージメントに依存されるであろう。我々のアプローチ、すなわちOMB回状第A-119号で概説される個別の基準化プロセスへの連邦政府の貢献を補完する、民間部門へのリーダーシップ依存は基準開発における政府関与のための主要戦略であり続けている。回状第A-119号の方針とは、連邦政府機関が民間部門の専門知識から恩恵を受けること、連邦政府機関が、同機関が使用可能な基準の作成を支援する基準機関に参画することを促し、政府特有の既存基準が連邦政府の目的を達成する基準となるということである」。

これらの法律、行政令の実施を目的とし、商務省国立標準技術研究所(NIST)は、この分野における政府産業調整を支える基準調整局を備えている。規制当局を有する米国行政府もまた、基準政策に関する庁間協議会(ICSP)に参画している。ICSPの正式目的は、「米国内外の目標を促進するための効果的かつ一貫した基準及び適合性評価政策を推進し、これに資する基準化活動における連邦政府及び米国産業並びにその他の民間組織による協力的な参入を促進することであり、これには製品テスト、管理システム登録、認証、認定プログラム等、これに関連する活動が包含される」ことである。これは現在、次に掲げる各委員会により構成されている：

- アクセス委員会
- 米国放送理事会
- 商品先物取引委員会
- 消費者製品安全委員会
- 農務省
- 商務省
- 国防総省
- 教育省
- エネルギー省
- 保健福祉省
- 国土安全保障省
- 住宅・都市開発省
- 司法省
- 労働省
- 国務省
- 内務省
- 財務省

- 
- 交通運輸省
  - 退役軍人省
  - 環境保護庁
  - 連邦通信委員会
  - 連邦エネルギー規制委員会
  - 連邦取引委員会
  - 米国共通役務庁
  - 政府出版局
  - 国家航空宇宙局
  - 国立公文書記録管理局
  - 国立基準・技術研究所
  - 国立科学財団
  - 原子力規制委員会
  - 行政管理予算局
  - 国家情報局長官室
  - 米国国際開発庁
  - 米国国際貿易委員会
  - 米国郵便サービス委員会
  - 米国貿易代表部

ケーススタディの観点として述べれば、原子力規制委員会（NRC）はこの指針に行政令（MD）6.5、「NRC のコンセンサス基準の開発及び利用への参画」の下、独自方針を打ち出している。これには基準運営委員会、基準開発機構（SDO）コーディネータが参画している。このような構造を通じ、NRC 職員による特定の SDO 委員会への参加を承認し、適時、NRC の規制インフラストラクチャー（例えば、規則、規制ガイダンス文書）において適切な国内・国際基準が参照・裏付けされることが保証されるよう図られている。

一般に、各政府機関は、次に掲げる様々な手段により、外部開発された基準を利用する：

- 採用：当局は、基準を別の当局の規制に組み込むことにより、あるいは各節によりその基準をリスト化（又は参照）することにより、自主基準を変更することなく採用する場合がある。例えば、労働安全衛生局（OSHA）は、基準としてその規則に組み込むことにより米国電気工事基準（NEC）をその基準として採用している。
- 強力な尊重：当局は、特定の組織が特定の目的のために策定した基準を強く尊重する場合がある。そして当局は、その否定理由が当局に示されない限り、その規制プログラムにおける基準を使用することとなる。
- 規制指針：当局は、義務ではないものの、規則順守に関する受け入れ可能なものとして、特定の基準使用に対する順守を利用する場合がある。



- 
- ガイドライン：当局は、一般要件を満たすためのガイドラインとして基準を使用する場合がある。ガイドラインは勧告的性質にすぎないが、企業が適用基準を遵守したとしても、一般規制が違反している可能性もある。
  - 義務的基準の策定に代替することへの敬意：当局は、既存の基準、あるいはその目的のために開発された基準の自主的な遵守が当局のニーズを満たすのに十分である際において、義務的な規制を発出する必要はないと決定する場合がある。

このプロセスにおける主要な民間部門組織は、米国規格協会（ANSI）である。ANSIは1918年に設立され、民間部門、公共部門の組織的支援を受けて民間非営利団体として設置されているものである。ANSIの総体的使命は、自主的コンセンサス基準と適合性評価システムを発展・促進することである。同協会は、ニューヨーク市に活動事業所、ワシントンDCに本社を置く約1,000の法人、組織、政府機関・団体、国際会員の利益を代表するものである。

- ANSIは、基準開発機関（SDOs）のプロシージャを認可することにより、米国国家規格（ANS）の開発を促進する。このような組織体は共同で自主的な国家コンセンサス基準を策定する。ANSIによる認定は、米国基準の開発に関連して標準化団体が使用するプロシージャが開放、バランス、コンセンサス、そして適法手続きのための協会の本質的要件が満たされることを意味するものである。
- ANSIは、米国規格の国際的使用を発展させ、国際的・地域的基準組織における米国政策、技術的地位を支持し、国際基準の採用を国家基準として採用することによりユーザーコミュニティのニーズを満たすよう尽力を果たすものである。同協会は、2つの主要な非条約の国際標準化組織、すなわち国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における唯一、米国を代表するメンバー機関である。
- ANSIを通じ、米国はISO、IEC基準開発プロセスに対し直接アクセスすることが可能となる。ANSIは、ISOとIECの技術プログラムのほぼすべてに参加しており、重要な委員会、小委員会の多くを管理している。米国のISOメンバー組織としての責任の一部には、国際技術委員会の活動と採択に関する米国の地位がANSIを介して発展、伝達されることを主目的とする米国技術諮問グループ（US TAG）による認定が含まれる。IECに関する米国の地位は支持され、USNC技術管理委員会（TMC）により厳重に監視されている。

政府・産業間における基準に関する相互活動を発展させる目的により、ANSIは次に掲げるグループを設置している：

- 地方政府、州政府、さらに連邦政府機関の代表者からなる政府会員フォーラム（GMF）（GMFの目標は、政府関係者、基準に関する活動参加者が基準に関わる課題に対し、ネットワーク形成を行う機会を提供することである。）

- 
- 国家基準委員会（NPC）は、国家基準に関わる課題、政府関係と公共政策課題に関する広範な政策・地位の決定を担当するものである。これには ANSI の規格実行委員会（ExSC）、標準審議会（BSR）、さらに控訴審議会の管理者が含まれている。NPC は通常、年 3 回、ワシントン DC において会合を開いている。

また ANSI は、国立標準技術研究所（NIST）、労働安全衛生局（OSHA）等の主要基準機関との間における MOU を作成している。

### その他の政府・産業間相互活動（諮問委員会制度等）

米国連邦政府はまた、諮問委員会制度を通じ、国内民間部門との交流を維持している。諮問委員会は、関与する規制分野の専門家、規則の影響を受ける利益団体の代表者、関連する連邦政府機関・州政府機関から構成され、連邦政府機関の規則制定に関わるアジェンダを策定するために有用となる場合もあるが、単に当局のアイデアの広報手段としての役割を果たすだけの場合もある。現在、米国政府は少なくとも 1,000 に及ぶ連邦諮問委員会を設置している。

米国の法律には、連邦制定プロセスにおける諮問委員会の使用を要求・許可するものがいくつかある。この制度を管理する主要法令は、連邦諮問委員会法である。

- 連邦諮問委員会法は 1972 年に法律化され、連邦諮問委員会の運営方法を規定する法的基盤となっている。本法は、開かれた会合、一般市民の関与を重視している。
- 本法は、このような諮問機関の設立、運営、監督、解体のプロセスを公式化し、法律遵守を監視するための委員会管理事務局を設置している。
- 1976 年、大統領令第 12024 号により、連邦諮問委員会法（FACA）の実施に関する大統領のすべての責任が米国共通役務庁（GSA）監督者に委任された。
- 大統領令と議会改正により、同法の延長・適用がさらに拡大されるに至った（1993 年、1997 年、さらに 1998 年等）。2001 年、GSA は連邦諮問委員会法（FACA）最終規則を公布した。

具体的に言えば、FACA は、諮問委員会により提供される助言が客観的で一般公開されることを要求するものである。特定の例外を除き、各諮問委員会会合は一般に公開される（ただし、機密情報の議論等、特定事由により閉鎖することも可能である）。会合の適切な事前通知は連邦官報に掲載される必要があり、会合すべての文書、記録、議事録は一般に公開されなければならない。FACA はまた、影響を受ける利害関係、実行される機能の観点に関し、諮問委員会が公正にバランスを図ることをそこに要求する。

---

事例として、商務省産業安全保障局（BIS）がデュアル・ユース品・技術に適用される輸出管理のための技術標準、さらにこのような管理に関する規制に関し、同省に助言する技術諮問委員会（TAC）のネットワークを保持している事実が挙げられる。

- TAC は輸出コミュニティの懸念に関する様々な視点を代表する業界・政府代表者により構成されている。産業界からの代表者は、現在、国家安全保障、外交政策、非拡散、供給不足事由により規制を受ける財、技術、ソフトウェアを生産する企業の大部分、あるいは大企業と中小企業の間で可能な限りバランスが図られた、かかる規制のために提案がなされた企業から選出される。
- TAC メンバーは、商務長官により任命され、4 年間にわたりその任期を務める。TAC メンバーはその任命前に機密レベルでの情報取扱許可を取得する必要がある。このような許可は、メンバーが商務省への勧告を策定する際に必要な関連機密情報へのアクセス許可に必要とされるものである。TAC は各々、年に 4 回程度開催される。なお、TAC メンバーの業務に対する補償は何ら存在しない。

現在、BIS に助言を与えている TAC のリストは次の通りである。:

- 新興技術・研究諮問委員会 - 二重使用の観点から関心度が高い新興技術、研究開発活動の特定、国家安全保障に最良の結果をもたらす新旧統制の優先順位づけ、研究活動に対する二重使用の輸出規制要件、技術の無許可輸出によりもたらされる国家安全への脅威
- 情報システム技術諮問委員会 - コンピュータ、エレクトロニクス、電気通信機器の製品、資材、供給
- 材料技術諮問委員会 - レーダー吸収、ジェットエンジンタービンブレード、超伝導体、流体、潤滑剤、複合材、技術データ等の核兵器、ミサイル、化学兵器、生物兵器生産を目的とする製品、材料、供給
- 材料加工装置技術諮問委員会 - 数値制御工作機械、ロボット装置の統合に関する技術データを含む金属加工装置、数値制御工作機械・ロボット製品、資材、供給 オートメーション技術、その他の情報の提供
- 輸出管理大統領の輸出会議小委員会 - 輸出管理法、輸出管理規則、その他関連法令に関する事項に関する助言
- 規制・手順技術諮問委員会 - 輸出管理規則（EAR）とこれらの規制を実施する手続
- センサ・計装技術諮問委員会 - 技術データ、その他の情報を含むセンサ・計測器の製品、材料、供給
- 輸送・関連機器技術諮問委員会 - 技術データ、その他の情報を含む輸送・関連機器の製品、材料、供給

---

また、商務省国際貿易管理局は米国政府の貿易政策、プログラム策定と実施において、民間部門の見解が公表されることを保証するための諮問委員会（OAC）を設置している。OACは、メンバーシップの募集・対応、運用手順の開発、課題の特定、委員会プロジェクトの実施、ミーティング・イベントの企画、政府関与の調整、諮問委員会活動の結果から生じる対応・行動に関する諮問委員会作業の管理面と実質面の双方を管理するものである。

主たる諮問委員会には次に掲げるものが含まれる：

- 大統領輸出協議会（PEC）
- 産業貿易諮問センター（ITAC）
- 製造業協議会（MC）
- 旅行・観光諮問委員会（TTAB）
- 投資諮問協議会（IAC）
- アフリカにおける事業実施に関する大統領諮問協議会（PAC-DBIA）

### C. ビジネスに関するロビー活動

「ロビー活動」は、通常、ワシントン DC、米国内において非常に複雑かつ議論の余地がある語彙である。

- 最も基本的なレベルでは、ロビー活動は政府機関、政府高官（議会議員、規制当局官僚等）の行動、政策、決定に影響を与える活動と定義することができる。この最も基本的な定義範囲で言えば、政府との間におけるアジェンダを推進しようとする個人、組織はすべて「ロビイスト」である。
- しかし、より正式な意味では、米国人は、他人のアジェンダを自らのアジェンダに押し進めようとする特定の「利害関連グループ」、「アドボカシーグループ」により、またはその活動がなされる際、政府に影響を与える努力を総じてロビー活動と捉える傾向にある。このような「利害関連グループ」や「アドボカシーグループ」には、法人・企業、事業団体、消費者権利主張者、環境団体等が含まれる。
- 本質的に、特定の活動、アジェンダに関して議論するために議会、政府関係者を訪問する個人は、ロビー活動に従事していると言える。しかし、より正式な意味では、米国人は「ロビイスト」をビジネス的活動、職業的活動としてロビー活動に従事する主体と捉える傾向にある（「プロのロビイスト」という表現等）。この観点から、ロビイストは特定の「利益団体」や「アドボカシーグループ」に関し、米国政府（例えば、法律、規則、その他の政府決定、活動、あるいは政策等）に影響を及ぼすために報酬が与えられるものである。

- この観点から、ロビイストには、特定のクライアント（例えば雇われ専門家）のためにロビー行為に対する支払いを受け入れるワシントンで活動する人々・企業が含まれる。このようなロビイスト（ロビー企業の従業員等）は、必ずしも特定のロビー活動のアジェンダに専念するのではなく、むしろそのクライアントのロビー活動に関するアジェンダを支援するものである。あるいは、ロビイストには、特定の組織、その組織あるいは企業に対するロビー活動を行うことを主たる業務とする企業（例えば、米国商工会議所のロビイスト、ある特定の企業のワシントン駐在者）のために活動する人々も含まれる。「フルタイム」ロビイストでない組織、企業の従業員も定期的にロビー活動に参加する場合がある。例えば、企業の代表が特定の問題についてある議員を訪問する場合等である。

### ロビーに関する法令・規制

ロビー活動に関するパブリックパーセプションが混同視されている事実に鑑み、米国政府はロビー活動を管理する様々な法律、規制を定めている。第二次世界大戦後のこの分野における最初期の法令の 1 つは、1946 年ロビー活動に関する連邦規則である。同法の主要目的は、連邦議会議員に対し、これらにロビー活動を行うものに関する情報を提供させることであった（例えば、ロビイストは自らが活動対象としている組織に関して透明性を有することが求められた）。1946 年の法律は 1995 年ロビー開示法により廃止されたが、これはワシントン州におけるロビー活動を規制する重要な法律である。

- 1995 年ロビー開示法（LDA）は、米国の連邦レベルにおけるロビー活動にアカウンタビリティと透明性をもたらすことを目的としていた。
- 同法は 2007 年誠実なリーダーシップと公明な政治法により大幅な修正が加えられた。2006 年 1 月 1 日に施行された条項に基づき、連邦レベルのロビイストは、下院書記官、さらに上院事務局長に対し登録を行うこととなった。これに違反する者には最高 50,000 ドルの市民罰金処罰が課されることとなっている。なお、これらの書記官、事務局長は同法に関わる非遵守的行為をコロンビア特別区、合衆国地方検事に報告する義務がある。

このロビー開示法は、改正の通り、上院事務局長、下院書記官が（1）本法の登録・報告要件に関するガイダンスと支援、さらに本法の遵守に関するプロシージャを提供し、かつ、（2）その評価と必要に応じて、登録と報告の正確性、完全性、適時性を確認し、照会することを求めることとしている。LDA は事務局長、書記官に対し、実質的な規則を作成し、または法解釈に関する決定的な意見を出す権限を与えていない。しかし、事務局長は、時に登録と報告の要件に関する書面ガイダンスを共同で発行している事実もある。

LDA 規程・要件に関する主要概要は次の通りである：

- 
- ロビイストは上院事務局長、下院書記官に対し登録を行うこととなっているが、同登録には次の事項が含まれる：
    - (1) 登録者の氏名、住所、事業電話番号、主たる事業所の場所、事業・活動の概要
    - (2) 登録者のクライアントの事業名、住所、主たる事業場所、((1) と異なる場合) その事業・活動の概要
    - (3) 下記に掲げるクライアント以外の主体の事業名、住所、主たる事業場所
      - (A) 登録者のロビー活動に対する資金提供のために、四半期ごとに登録者または顧客に 5,000 ドル以上を支出する者
      - (B) そのようなロビー活動の計画、監督、または管理に積極的に参加する者
    - (4) 下記に掲げる事業体の名称、住所、主たる事業場所、登録者のロビー活動に対し 5,000 ドルを超える支出、および (あれば) 外資系法人クライアントの衡平法上所有権の概ねの割合
      - (A) クライアントまたは (3) に基づいて特定される主体に少なくとも 20%の衡平法上所有権を保持する事業体
      - (B) 計画、監督、管理、指示、財政の全部または大部分を直接的または間接的に、もしくはクライアントまたは(3)に基づいて特定される主体の活動を補助する事業体
      - (C) (3) に基づいて特定され、ロビー活動の結果に直接利害を有するクライアントまたは主体の関連団体である事業体
    - (5) 次に掲げる陳述
      - (A) 登録者がクライアントに代わりロビー活動に参加することが期待される一般的な取り扱い分野
      - (B) 現実的な範囲において、(当該登録時現在において) 既に登録されている、またはロビー活動において既に着手されている特定の取り扱い分野
    - (6) 既に活動を実施した登録者の各雇用者の氏名、または登録者がクライアントに代わりロビイストとして行動することを期待する登録者の各従業員の氏名、ならびにかかる従業員がクライアントに代わりロビイストとして最初に活動した日から起算して 20 年前に管轄行政府職員または管轄立法府職員として勤務していた事実がある場合、その際における役職名
  - さらに、ロビイストは、クライアントごとに四半期報告書を作成する義務を負う。各四半期報告書の内容には、下記に掲げる内容のほか、報酬または費用見積りが含まれる：

- 
- (1) 登録者の氏名、クライアント名、および最初の登録において提出された情報の変更または更新
  - (2) 当該四半期においてクライアントに代わり登録者がロビー活動に従事した一般的な各取り扱い分野
    - (A) ロビー活動に従事する登録者により雇用されているロビイストに関する特定分野に係るリストで、特に現実的な範囲において、請求書番号のリストおよび特定の行政府活動に関する参照書類
    - (B) クライアントに代わり登録者により接触を受けた議会院および連邦政府機関作成の陳述書
    - (C) クライアントに代わりロビイストとして実際に活動を実施した登録者の雇用者リスト
    - (D) 上記(A)に掲げる特定取り扱い分野中、本項第 1603 部(b)(4)に基づき特定される、もしあれば、外資系法人の利害関係に関する記述
  - (3) ロビー企業の場合、当該四半期におけるクライアントから得た公明な報酬総額（クライアントに代わりロビー活動を行うための登録者への各種支払いを含む）のほか、ロビー活動に無関係な事項に関わる収入
  - (4) 自らがロビー活動に従事している登録者の場合、当該四半期におけるロビー活動に関連した登録者およびその従業員が負った公明な推定総経費
  - (5) 各クライアントに関し、クライアントのリスト化直後に、当該クライアントが州もしくは地方自治体であるか、あるいは1つまたは複数の州もしくは地方自治体により管理されている部門、当局、特別目的地区またはその他の手段であるかに関する識別
- ロビイストは、また、下記に掲げる特定の献金に関する半期報告書を作成する義務を負う：
    - (A) 個人氏名または主体の名称
    - (B) 被雇用者である場合、その雇用者
    - (C) 当該個人または主体により設立または管理されるすべての政治委員会の名称
    - (D) 当該半期において、当該個人または主体が総額 200 ドル以上の献金を行った各連邦レベルの候補者もしくは事務所長、政治行動委員会指導部、あるいは政党委員会の名称または同個人もしくは主体により設立もしくは管理される政治委員会の名称 半期の期間、および同半期ごとに行われた献金の日付および金額

- 
- (E) 当該半期の中に献金された、または支出された日付、受取人および額面、または当該個人もしくは主体により設立もしくは管理される政治委員会のうち下記に相当するもの
- (i) 管轄立法府の職員または管轄府の職員を敬う、または面識を有するためにイベント費用の支払いを目的としたもの
  - (ii) 管轄立法府の職員に指名された主体、または同職員の認定に関わる個人または主体に対するもの
  - (iii) 管轄立法府の職員または管轄行政府の職員により設立、資金調達、維持、または管理される主体、あるいは同職員により指定された主体に対するもの
  - (iv) 1 人またはそれ以上の管轄立法府の職員または管轄行政府の職員により開催された会議、会合、集会、またはその他同様の事象に関する費用の支払いを目的としたもの。ただし、この条項は、第 52 条第 30104 項に基づき資金の受領を報告することが要求される者に資金が提供される場合は、適用されない。
- (F) 当該半期間において、当該個人または主体により設立または管理された個人または主体、あるいは政治委員会により 200 ドル以上の献金がなされた各大統領図書館財団の名称、および各大統領就任委員会の名称、ならびに同半期間における各献金の日付および額面
- (G) 当該個人または主体により記載された証明書のうち、同個人または主体が次の態様であるもの
- (i) 贈与物品および移動費用に関する規定に関する上院常任理事会規則および同下院規則内容を既読し、かつ熟知している者
  - (ii) 物品の贈賄が上院常任理事会規則第 35 条または同下院規則第 25 条に抵触する事実を知るに至り、いかなる議会議員、その職員、または両院の非雇用者に対しても、移動費用を含め、いかなる贈与も提供、要求、提示していない者
- 同法では、公式にロビイストを (1) 報酬またはその他の代償のために、クライアントにより雇用または利用される個人、(2) そのロビー活動に関する接触先が複数である業務を有する個人、(3) そのロビー活動が 3 カ月間にわたりそのクライアントのために勤務した総時間数が自己の総活動時間の 20%以上を占める個人と定義している。
  - 同法では、ロビー活動（すなわち「ロビー接触活動」）を下記事項に関する、クライアントに代わり実施される管轄行政府または管轄立法府に対する口頭または書面による接触（電子通信を含む）と定義している。
    - (i) 連邦法令（規則法案を含む）の策定、修正、又は採択



- 
- (ii) 連邦規則、規制、大統領令、または米国政府のその他のプログラム、政策、または役職に関する策定、変更、または採択
  - (iii) 連邦政府のプログラムまたは政策（連邦契約、交付金、貸付、許可、またはライセンスに関わる交渉、褒章、または監督を含む）に関わる管理または執行
  - (iv) 上院による承認を受ける立場の者に関するその指名または承認
- 管轄行政府職員には、大統領、副大統領、大統領執行質職員および従業員、レベル I から V までの役職に就く役人、等級 0 から 7 以上の役職に就くユニフォームド・サービスのメンバー、ならびにスケジュール C の職員が含まれる。
  - 管轄立法府職員には、議会議員、下院または上院いずれかにおける選出官僚職員、議員、委員会、上院または下院いずれかの指導部、議会合同委員会、作業部会、または議員にサービスを提供するための組織的コーカスに従事する職員が含まれる

ロビー活動規制に関する議論はいまだ進行中であるが、例えば、そのような議論に関する現在の課題は次に掲げる通りである：

- シャドーロビー活動に関する規制強化シャドーロビー活動（クライアントに代わり公務員と支払い契約を結ぶ個人がロビイストとして登録を行わないケース）により、いかなる措置・活動がロビイストに関する登録要件を引き起こすべきかについての議論が提起される場合も考えられる。
- 「草の根」ロビー活動に対する規制（政府の意思決定者を説得し、世論を変え、公共に行動を促すことにより政策結果に影響を与えようとする試み。多くの場合、下院議員および上院議員にコンタクトする）。草の根ロビー活動は一般に規制の対象ではないが、この草の根的活動にも登録を課し、開示要求する法案が過去に提出されたこともある。
- ワシントン D.C. における「回転ドア」問題（連邦職員が政府から民間部門に移動する、または政府が民間部門被雇用者を政府役職に雇用する場合）。連邦職員による民間部門への移動に制限を課し、または元ロビイストが公的部門に移動することを制限する雇用後に関する制限がいくつかある。ワシントンでは、現行の規制が適正なバランスであるか、過度に厳重であるか、あるいはあまりにも容認しやすいかといった議論が常に存在する。

---

ロビー活動に関する法律に加え、外国代理人登録法（FARA）が制定され、政治的または準政治的権限をもって海外の主要代理人として活動する人物の開示が要求された。議会は第二次世界大戦前の米国における多数のドイツ広報員に反応し、1938年、FARAを採択している。

- 一般に、開示とは、外資系元本との関係を定期的に公表し、その活動を支援する活動、領収、支出を意味する。（1995年のロビー開示法が国内外の利益追求を目的とする「ロビー活動」に従事する者にフォーカスを置くことにここでは留意したい。FARAは、海外政府機関、外国政党よりむしろ、ロビー活動に従事し、同時にLDAの下でこのような海外政府機関に許可を与えるものである。
- 司法省の下、国家安全保障部（NSD）諜報・輸出管理課（CES）FARA登録部門が同法の管理・強化を図っている。米国司法省は、米国連邦規則（CFR）第5部「司法行政」第28項においてFARAの実施に関する諸規則を維持している。

要約すると、代理人は当該代理人になることに同意してから10日以内に、そして海外代理人活動を実施するに先立ち登録を行う必要がある。本法に基づく登録は、当該登録を要求する海外代理人の関係性が維持される期間中、6ヶ月ごとに必要提出物のほか、補足陳述書を提出するが、その最初の陳述書提出をもって成立する。代理人は、配布後48時間以内に、米国内の2人以上の者に対して外資系機関により配布された情報資料を司法省に提出する必要がある。代理人が議会委員会に先立って出席し、当該外国人本人の利益のために証言する場合、委員会は法務省に提出された最新登録陳述書の写しを委員会に提出することとなる。

### ロビーに関わる部門・産業の構造

上記において指摘した通り、職業的ビジネスロビー業界にはいくつかの層が存在している。

- ロビー企業—“請負ロビイスト”：「ロビー企業」という用語は、米国政府との間において、クライアントに対し、アジェンダを促進するためのロビー活動を提供する企業（または個人）を表すために用いられるものである。このようなロビー企業は、専門産業分野（石油、ガス、医療等）を有している場合もあれば、特定のロビー活動専門分野（特定の議会委員会、行政府等）を有している場合もあり、またその両方を有する場合、あるいはそのどちらも専門としない場合もある（例えばロビー企業が特定の産業分野、米国政府の一部に特に重点を置かない場合）。ロビー企業の中には特に共和党員、民主党員のロビー活動に重点を置いているものもあり、他の議員は特に超党派であり、議会の全議員を対象にロビー活動を行うその能力を重視している。この

業界は、ワシントン D.C.ダウントウンの K ストリート上に地理的に位置する企業が圧倒的に多く存在することから、文字通り「K ストリート」と総称されることが多い。

以下でさらに議論する通り、ワシントンにおいて広範囲なロビー企業が活動している。ロビー会社には、そのロビー活動を特化して提供するという点で非常に重視されるものも存在する。しかのこの業界で活動する多くの企業にとって、ロビー活動は自らが提供しうる唯一的なサービスである。例えば、ワシントンの最大手ロビー企業の中には、法律事務所でもあり、クライアントに法律サービスとロビーサービスの両方を提供するものもある。広範囲かつ多数の企業が、幅広い広報活動、政府関連サービスの側面の 1 つとしてロビー活動を提供している。この点で、市場開拓、広告、さらにブランド運営法人の多くが、サービスの一環としてロビー活動を行うこともある。

- 団体ロビー：ワシントンにおけるビジネスロビー業界の重要対象要素は、団体である。例えば、ワシントンにおいて活動する業界団体や企業団体は、統一された業界のロビー活動に関するアジェンダを策定するための企業によるフォーラムを提供している。このような協会が雇用する職業的なロビイストがワシントンで団体のアジェンダを推進していくものである。
- 企業内ロビイスト：企業の中には、ワシントンでのロビー活動による利益を主張する目的により、産業界や業界団体に依存するものが多い。しかし同時に、このような企業の中には、社内ロビイストが存在し、自社のアジェンダから具体的なロビー活動を実施するものも多い。これらのロビイストは、本社をワシントンに設置した事務所に置く場合や、ロビー活動を行うために必要に応じてワシントンに出張を重ねる場合もある。
- 事業利益に関連するアドボカシーグループ：ロビー業界はまた、アドボカシーグループに関連する専門家での多くにより構成されている。このタイプのロビイストのイメージは、非事業部門のコンテクスト（つまり環境グループ、消費者権利グループ、少数民族グループ等）に存するが多い。しかし、アドボカシーグループには、ビジネス界にとって関心が高い特定の問題に密接に関連しているものもあり、アジェンダを推進するために事業利益から資金を獲得する場合もある（税務アドボカシー、規制アドボカシー、貿易アドボカシー等）。

ロビー公開レビューによると、連邦政府におけるロビー活動は、11,000 人以上に及ぶロビイストを含む、年間約 31 億ドル産業に相当する。

年	総費	ロビイスト数
2016 年	3,122,469,745 ドル	11,143
2015 年	3,224,466,927 ドル	11,514
2014 年	3,259,420,203 ドル	11,815
2013 年	3,241,077,827 ドル	12,111
2012 年	3,305,381,782 ドル	12,177

2011年	3,325,639,422 ドル	12,618
2010年	3,516,273,989 ドル	12,925
2009年	3,506,861,240 ドル	13,740
2008年	3,312,272,501 ドル	14,153

トップロビー分野：政治成果追跡センター（CRP）<sup>1</sup>による公式ロビー公開に関する分析によると、1998年から2016年までの間、ロビー活動支出「トップ20」の主要産業は以下の通りである：

1. 医薬品／健康製品（3,515,091,778 ドル）
2. 保険（2,420,777,769 ドル）
3. 電気事業（2,183,268,654 ドル）
4. ビジネス協会（2,015,257,992 ドル）
5. エレクトロニクス製造・装備（2,006,622,646 ドル）
6. 石油・ガス（1,900,998,075 ドル）
7. その他の製造・販売（1,552,500,796 ドル）
8. 教育（1,514,194,951 ドル）
9. 医療施設／養護施設（1,450,514,056 ドル）
10. 通信サービス（1,410,117,480 ドル）
11. 証券投資（1,407,011,840 ドル）
12. 不動産（1,365,525,210 ドル）
13. 公務員／公務員（1,328,514,989 ドル）
14. 健康専門業（1,312,333,848 ドル）
15. 航空輸送（1,251,399,940 ドル）
16. その他の分野（999,713,055 ドル）
17. 防衛航空宇宙（994,671,141 ドル）
18. 自動車（984,213,735 ドル）
19. 保健サービス/HMO（983,256,640 ドル）
20. テレビ／映画／音楽（942,648,229 ドル）

トップロビー活動予算：公式のロビー公開に関する分析によると、2016年におけるロビー活動支出「トップ20」は次の通りである。

1. 米国商工会議所（103,950,000 ドル）
2. 米国不動産協会（64,821,111 ドル）
3. Blue Cross/Blue Shield 社（25,006,109 ドル）
4. 米国病院協会（AHA）（20,970,809 ドル）
5. 米国研究製薬工業協会（PhRMA）（19,730,000 ドル）
6. 米国医師会（AMA）（19,410,000 ドル）
7. Boeing 社（17,020,000 ドル）
8. 全米放送協会（16,438,000 ドル）
9. AT&T Inc 社（16,370,000 ドル）
10. Business Roundtable 社（15,700,000 ドル）

<sup>1</sup>「政治成果追跡センター」（CRP）とは、ワシントン DC に拠点を置く非営利的、非党派研究グループであり、政府資金とロビー活動に関する影響を追跡調査している。

- 
11. Alphabet Inc 社 (15,430,000 ドル)
  12. Comcast 社 (14,330,000 ドル)
  13. Southern 社 (13,900,000 ドル)
  14. Dow Chemical 社 (13,635,982 ドル)
  15. Lockheed Martin 社 (13,615,811 ドル)
  16. NCTA インターネット&テレビジョン協会 (13,420,000 ドル)
  17. FedEx 社 (12,541,000 ドル)
  18. Northrop Grumman 社 (12,050,000 ドル)
  19. Exxon Mobil 社 (11,840,000 ドル)
  20. Amazon.com 社 (11,354,000 ドル)

この資金がいかに消費されたかに関する例として、商工会議所が本質的にはその活動の大部分に独自の「社内」ロビイストを使用していた事実が挙げられる。しかし、ロビー活動を目的として商工会議所により契約された重要な“請負ロビイスト”として、Mayer Brown LLP 社、Penn Hill Group 社、さらに O’Keeffe Strategies 社等が挙げられる。

トップロビー企業：一般に、過去数年間におけるワシントン D.C のトップロビー企業のうち、その2社は Akin Gump 社と Patton Boggs 社（現在の Squire Patton Boggs 社）であるが、これらはいずれも法律事務所である。何年にもわたりワシントンにおいて活動してきた別の「プレイヤー」として、政府関係企業として市場開拓展開している Cassidy and Associates 社も挙げられる。政治成果追跡センター（CRP）によるロビー公開分析によれば、その収益に基づく 2016 年の「トップロビー企業」は次の通りである。

- Akin, Gump et al 社(35,910,000 ドル)
- Brownstein, Hyatt et al 社 (25,195,000 ドル)
- Podesta Group 社(24,040,000 ドル)
- Van Scoyoc Associates 社 (21,025,000 ドル)
- Holland & Knight 社(19,230,000 ドル)
- Squire Patton Boggs 社 (18,850,000 ドル)
- BGR Group 社(16,870,000 ドル)
- Cornerstone Government Affairs 社(16,790,000 ドル)
- Capitol Counsel 社(16,240,000 ドル)
- K&L Gates 社(15,910,000 ドル)
- Williams & Jensen 社(15,740,000 ドル)
- Peck Madigan Jones 社(13,270,000 ドル)
- Fierce Government Relations 社(12,840,000 ドル)
- Ernst & Young 社(12,600,000 ドル)
- Cassidy & Associates 社(12,420,000 ドル)
- Covington & Burling 社(12,344,494 ドル)
- Mehlman, Castagnetti et al 社(12,250,000 ドル)
- Capitol Tax Partners 社(12,210,000 ドル)
- Alpine Group 社(11,380,000 ドル)
- Ogilvy Government Relations 社(10,490,000 ドル)

---

トップ “請負ロビイスト”：様々な情報源により、「トップ・ロビイスト」に関する様々なリストが特定される。例えば、2016年11月、*The Hill*<sup>2</sup>はトップロビーグループリストを公表している。いわゆる “請負ロビイスト” に関し、同紙が特定したリストは以下の通りである：

- Josh Ackil and Matt Tanielian, Franklin Square Group 社
- Andy Barbour, Smith-Free Group 社
- Haley Barbour, Lanny Griffith, Ed Rogers and Loren Monroe, BGR Group 社
- Doyle Bartlett, Eris Group 社
- Hunter Bates and Geoff Davis, Republic Consulting LLC 社
- Kirk Blalock, Fierce Government Relation 社 s
- Dan Boston, Health Policy Source Inc.社
- Chuck Brain, Capitol Hill Strategies LLC 社
- Robert Chamberlin and Sam Whitehorn, Signal Group 社
- Rob Collins and Mike Ference, S-3 Group 社
- Justin Daly, Daly Consulting Group 社
- Linda Daschle, LHD & Associates Inc.社
- Licy Do Canto, The Do Canto Group 社
- Ken Duberstein and David Schiappa,The Duberstein Group Inc.社
- Missy Edwards, Missy Edwards Strategies 社
- Steve Eichenauer, Public Strategies Washington 社
- Steve Elmendorf and Jimmy Ryan, Subject Matter 社
- John Feehery, QGA Public Affairs 社
- Mitchell Feuer and John Anderson, Rich Feuer Anderson 社
- Jeff Forbes and Dan Tate Jr., Forbes-Tate 社
- Elizabeth Frazee and Sharon Ringley, TwinLogic Strategies 社
- Sam Geduldig and Steve Clark, CGCN Group 社
- Chris Giblin and Moses Mercado, Ogilvy Government Relations 社
- Nick Giordano, Washington Council Ernst & Young 社
- Rich Gold, Kathryn Lehman and Gerry Sikorski, Holland & Knight 社
- Micah Green and Jason Abel, Steptoe & Johnson LLP 社
- Ilisa Halpern Paul, District Policy Group 社
- J. Steven Hart and Susan Hirschmann, Williams & Jensen PLLC 社
- Ralph Hellmann and David Lugar, Lugar Hellmann Group LLC 社
- Michael Herson, American Defense International Inc.社
- Mike House, Hogan Lovells 社
- Joel Jankowsky, Scott Parven, Arshi Siddiqui and Michael Drobac, Akin Gump Strauss Hauer & Feld LLP 社
- Joel Johnson, The Glover Park Group 社
- Matt Keelen, The Keelen Group LLC 社
- Ken Kies, Federal Policy Group 社
- Lisa Kountoupes, Kountoupes | Denham 社
- Jon Kyl, Howard Berman, Holly Fechner and Bill Wichterman, Covington & Burling LLP 社
- Marc Lampkin and Al Mottur, Brownstein Hyatt Farber Schreck 社
- Blanche Lincoln, Lincoln Policy Group 社
- Bob Livingston, The Livingston Group LLC 社

---

<sup>2</sup> *The Hill* は、News Communications Inc 社所有の Capitol Hill Publishing による、ワシントン DC において出版される政治ジャーナリズム紙である。

- 
- Trent Lott and John Breaux, Squire Patton Boggs 社
  - Sander Lurie, Dentons 社
  - Bruce Mehlman and David Castagnetti, Mehlman Castagnetti Rosen & Thomas 社
  - Larry O'Brien, The OB-C Group LLC 社
  - Tom O'Donnell, Gephardt Group Government Affairs 社
  - Kevin O'Neill and Eugenia Pierson, Arnold & Porter LLP 社
  - John O'Neill and Manny Rossman, Harbinger Strategies 社
  - Manny Ortiz, VantageKnight, Inc. 社
  - R. Scott Pastrick and Charlie Black, Prime Policy Group 社
  - Jeff Peck, Peck Madigan Jones 社
  - Steven Phillips, DLA Piper 社
  - Jim Pitts and Chris Cox, Navigators Global 社
  - Heather Podesta, Heather Podesta + Partners 社
  - Tony Podesta, Kimberley Fritts, Paul Brathwaite and Josh Holly, Podesta Group 社
  - Thomas Quinn and Robert Smith, Venable LLP 社
  - Robert Raben, The Raben Group 社
  - John Raffaelli, Jim McCrery and Shannon Finley, Capitol Counsel LLC 社
  - Barry Rhoads and Kai Anderson, Cassidy & Associates 社
  - Emanuel Rouvelas, Bart Gordon and Jim Walsh, K&L Gates 社
  - Tom Scully and Mark Rayder, Alston & Bird LLP 社
  - Scott Segal, Bracewell LLP 社
  - Rhod Shaw, Alpine Group 社
  - Tom Sheridan, The Sheridan Group 社
  - Michaela Sims and Jennifer Bell, Chamber Hill Strategies 社
  - Mike Smith and Jim Richards, Cornerstone Government Affairs 社
  - Tracy Spicer, Avenue Solutions 社
  - Alexander Sternhell, Sternhell Group 社
  - Linda Tarplin, Tarplin, Downs & Young LLC 社
  - Carl Thorsen and Alec French, Thorsen French Advocacy 社
  - David Urban and Manus Cooney, American Continental Group 社
  - Robert Van Heuvelen, VH Strategies 社
  - Stu Van Scoyoc, Van Scoyoc Associates 社
  - Stewart Verdery, Monument Policy Group 社
  - Jack Victory and Rick Shelby, Capitol Hill Consulting Group 社
  - Vin Weber, Mercury 社
  - Jonathan Yarowsky, Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP 社

トップ企業内ロビイスト：2016年11月、*The Hill* は下記の通り、最も業績のある企業内ロビイストの特定を行っている：

- Cory Alexander, UnitedHealth Group Inc. 社
- Bryan Anderson, Southern Co. 社
- Sid Ashworth, Northrop Grumman Corp. 社
- Bill Barloon, Sprint Nextel Corp. 社
- Wayne Berman, Blackstone Group LP 社
- Abigail Blunt, Kraft Foods Group Inc. 社
- Stephen Brown, Tesoro Corp. 社
- Will Carty, Twitter Inc. 社
- Pablo Chavez, LinkedIn Corp. 社

- 
- Maria Cino, Hewlett Packard Enterprise 社
  - Peter Cleveland, Intel Corp.社
  - Kenneth Cole, Pfizer Inc.社
  - Nancy Dorn, General Electric Co.社
  - Mark Esper, Raytheon Co.社
  - Theresa Fariello, ExxonMobil Corp.社
  - Bob Filippone, Merck & Co. Inc.社
  - Tucker Foote, MasterCard Inc.社
  - Nate Gatten, JPMorgan Chase & Co.社
  - Matt Gelman and Fred Humphries, Microsoft Corp.社
  - Kathleen Ham, T-Mobile US Inc.社
  - Bruce Harris, Wal-Mart Stores Inc.社
  - Robert Helm, General Dynamics Corp.社
  - Jessica Herrera-Flanigan, Univision Communications Inc.社
  - Guy Hicks, Airbus Group 社
  - Ed Hill, Bank of America Corp.社
  - Joel Kaplan, Facebook Inc.社
  - Timothy Keating, Boeing Co.社
  - Kent Knutson, Home Depot Inc.社
  - Melissa Lavinson, PG&E Corp.社
  - Chris Leahy, Bayer Corp.社
  - Drew Maloney, Hess Corp.社
  - Melissa Maxfield, Comcast Corp.社
  - Tim McKone, AT&T Inc.社
  - Susan Molinari, Google Inc.社
  - Christopher Myers, Caterpillar Inc.社
  - Ziad Ojakli, Ford Motor Co.社
  - Chris Padilla, IBM 社
  - Michael Paese, Goldman Sachs Group Inc.社
  - Dean Pappas, Nationwide Mutual Insurance Co.社
  - Robert Rangel, Lockheed Martin Corp.社
  - Joseph Seidel, Credit Suisse Group AG 社
  - Jonathan Weisgall, Berkshire Hathaway Energy Co.社
  - Candi Wolff and John Emling, Citigroup Inc.社

トップ団体ロビイスト：2016年11月、*The Hill* は下記の通り、最も業績のある団体ロビイストの特定を行っている：

- Jeremy Allen, America's Health Insurance Plans 社
- Mitch Bainwol, Alliance of Automobile Manufacturers 社
- Meredith Attwell Baker, CTIA-The Wireless Association 社
- Mark Baker, Aircraft Owners and Pilots Association 社
- Michael Beckerman, The Internet Association 社
- Kenneth Bentsen Jr., Securities Industry and Financial Markets Association 社
- B. Dan Berger and Brad Thaler, National Association of Federal Credit Unions 社
- John Bozzella, Global Automakers 社
- Tom Buis, Growth Energy 社
- Kevin Burke, Airports Council International — North America 社
- Nicholas Calio, Airlines for America 社



- 
- Kateri Callahan, Alliance to Save Energy 社
  - Robert Cresanti, International Franchise Association 社
  - Richard Deem, American Medical Association 社
  - Bob Dinneen, Renewable Fuels Association 社
  - Chris Dodd, Motion Picture Association of America 社
  - Thomas Donohue and R. Bruce Josten, US Chamber of Commerce 社
  - Cal Dooley, American Chemistry Council 社
  - Roger Dow, US Travel Association 社
  - Juanita Duggan, National Federation of Independent Business 社
  - Martin Edwards, Interstate Natural Gas Association of America 社
  - John Engler, Business Roundtable 社
  - Marv Fertel, Nuclear Energy Institute 社
  - Camden Fine, Independent Community Bankers of America 社
  - Geoff Freeman, American Gaming Association 社
  - David French, National Retail Federation 社
  - Lee Fuller, Independent Petroleum Association of America 社
  - Dean Garfield, Information Technology Industry Council 社
  - Jack Gerard, American Petroleum Institute 社
  - Jerry Giovaniello, National Association of Realtors 社
  - Rob Gramlich, American Wind Energy Association 社
  - James Greenwood, Biotechnology Industry Organization 社
  - Edward Hamberger, Association of American Railroads 社
  - Gerald Howard, National Association of Home Builders 社
  - Erik Huey, Entertainment Software Association 社
  - Richard Hunt, Consumer Bankers Association 社
  - Chip Kahn, Federation of American Hospitals 社
  - Dirk Kempthorne, American Council of Life Insurers 社
  - Thomas Kuhn and Brian Wolff, Edison Electric Institute 社
  - Linda Lipsen, American Association for Justice 社
  - Katherine Lugar, American Hotel & Lodging Association 社
  - Walter McCormick Jr., United States Telecom Association 社
  - Dave McCurdy and Kyle Rogers, American Gas Association 社
  - Nancy McLernon, Organization for International Investment 社
  - David Melcher, Aerospace Industries Association 社
  - Mark Merritt, Pharmaceutical Care Management Association 社
  - Kraig Naasz, Mark Gorman and David Culver, Distilled Spirits Council 社
  - Rob Nichols, American Bankers Association 社
  - Rich Nolan, National Mining Association 社
  - Jim Nussle, Credit Union National Association 社
  - Mark Parkinson, American Health Care Association 社
  - Tim Pawlenty and Francis Creighton, Financial Services Roundtable 社
  - Richard Pollack, American Hospital Association 社
  - Michael Powell, National Cable & Telecommunications Association 社
  - Craig Purser and Laurie Knight, National Beer Wholesalers Association 社
  - Leigh Ann Pusey, American Insurance Association 社
  - John Rother, National Coalition on Health Care 社
  - Bob Rusbuldt and Charles Symington, Independent Insurance Agents & Brokers of America 社
  - Dana Atkins, Military Officers Association of America 社
  - Stephen Sandherr, The Associated General Contractors of America 社

- 
- J.C. Scott, AdvaMed 社
  - Gary Shapiro, Consumer Electronics Association 社
  - Cicely Simpson, National Restaurant Association 社
  - Gordon Smith, National Association of Broadcasters 社
  - Scott Talbott, Electronic Transactions Association 社
  - Mary Kay Thatcher, American Farm Bureau Federation 社
  - Chet Thompson, American Fuel & Petrochemical Manufacturers 社
  - Jay Timmons and Aric Newhouse, National Association of Manufacturers 社
  - Stephen Ubl, Pharmaceutical Research and Manufacturers of America 社
  - Dirk Van Dongen, National Association of Wholesaler-Distributors 社
  - Nathaniel Wienecke, Property Casualty Insurers Association of America 社

トップアドボカシーロビイスト／草の根ロビイスト：2016年11月、*The Hill* は下記の通り、最も業績のあるアドボカシーロビイスト、草の根ロビイストの特定を行っている：

- Anna Aurilio, Environment America 社
- Matt Bennett, Third Way 社
- Ken Cook, Environmental Working Group 社
- Chris Cox, National Rifle Association 社
- Steve Ellis, Taxpayers for Common Sense 社
- Lily Eskelsen García, National Education Association 社
- Leo Gerard, United Steelworkers 社
- David Goldston and Scott Slesinger, Natural Resources Defense Council 社
- Bradley Gordon, American Israel Public Affairs Committee 社
- Wade Henderson, The Leadership Conference on Civil and Human Rights 社
- Mary Kay Henry, Service Employees International Union 社
- Craig Holman, Public Citizen 社
- Fred Krupp, Environmental Defense Fund 社
- Nancy LeMond, AARP 社
- Michael Macleod-Ball, American Civil Liberties Union 社
- Elisa Massimino, Human Rights First 社
- Meredith McGehee, Issue One 社
- Bill McKibben and May Boeve, 350.org 社
- Ed Mierzwinski, US Public Interest Research Group 社
- Eric Mitchell, Bread for the World 社
- Matthew Myers, Campaign for Tobacco-Free Kids 社
- Michael Needham, Heritage Action for America 社
- Grover Norquist, Americans for Tax Reform 社
- Tim Phillips, Americans for Prosperity 社
- Melinda Pierce, Sierra Club 社
- Ron Pollack, Families USA 社
- Paul Rieckhoff, Iraq and Afghanistan Veterans of America 社
- Andrew Roth, Club for Growth 社
- Larry Noble, Campaign Legal Center 社
- Lee Saunders, American Federation of State, County and Municipal Employees 社
- Tom Schatz, Citizens Against Government Waste 社
- Christopher Shelton, Communications Workers of America 社
- Tiernan Sittenfeld, League of Conservation Voters 社

- 
- Richard Trumka, Thea Lee and Bill Samuel, AFL-CIO 社
  - Fred Wertheimer, Democracy 21 社
  - Dennis Williams, United Auto Workers 社
  - Dylan Williams, J Street 社

ロビー業界はさまざまな業界団体、専門家団体で構成されている。典型的には、これらのグループは単なるロビー活動に限らず、政府との関係性に関する「より広範な」という語彙表現で自らの存在を誇示している。

- 政府関係専門協会（2014年までの旧「全米ロビイスト連盟」）
- 広報評議会
- ワシントン政府関係グループ（WGRG、アフリカ系米国人ロビイストに対するフォーカス）
- Women in Government Relations（WGR、ロビー業界に従事する女性の地位発展と権限強化に専念）

### ロビー戦略と活動

歴史的に見ると、ロビイストは、議会からの「イヤーマーク」を得る目的により自身のクライアントを支援する者として非常によく知られていた。「イヤーマーク」とは、かつて、議会が特定のプロジェクトへの予算支出を法案に具体的に取り込むプロセスを指していた。

- 議会調査局（CRS）は、イヤーマークを特に、「特定の議会支出の優先事項、または非常に限定された数の個人または主体に適用される収入法案を特定する法令（財政法、一般法）に関連する規定である。イヤーマークは、立法文書またはレポート言語（報告書に添付された委員会報告書および会議報告書に添付された共同説明文）のいずれかに表示される場合があるもの」と定義している。
- 企業その他の組織は、議会議員に議論を提示し、その特別な利益、プロジェクトを支援するイヤーマークを取り込むことを目的としつつロビイストを雇う場合がある。しかし、この習慣は結局、議員らが特定のイヤーマークに対する支援と代替に金銭要求を行ったことにより告発、拘束されたことから、議会の腐敗へと繋がった。
- このような理由により、議会は2007年、イヤーマークプロセスに対し大幅な制限を開始するに至った。例えば、2009年、議会議員は、自らとその直属家族がイヤーマークに対し直接的な財政的関心を有しないことを証明する署名付書簡提出とともに、すべてのイヤーマーク請求をオンラインで公開することが義務づけられた。

- 
- 2010年、議会はイヤーマークを完全禁止する動向を示し、オバマ大統領は2011年1月、連邦議会演説の中で、イヤーマークという語彙を含むいかなる法案に関しても、これを拒否する旨、その確約を誓約している。これを受けて2011年2月、議会はようやくイヤーマークを「一時的に」禁止することとなった。
  - 2011年の禁止措置はいまだ解除されていない（特定の支出対策がいまだ予算上に表示されている事実はある）。しかし、議会議員の多くは、国民も同様に、プロセス再開に支持を示している。このような議員とその支持者は、イヤーマークは議会の適切機能であると主張しており、イヤーマークの禁止により、議会が政府の財政コントロールを行政に過剰に委譲してしまうこととなった。例えば、議会議員は、かつて運輸省の財政法案に関する地方自治体プロジェクトにイヤーマークを含めるよう働きかけを行っていた。イヤーマークが存在しないことから、運輸省の支出、プロジェクトに関する選択は現在、行政の官僚らにより実質的に支配されるに至っている。禁止の終結を訴える支持者らは、かつてのイヤーマークと同じような否定的意味合いを有しない形式でのものを「議会による直接的支出」と呼称する傾向がある。

ここ数年におけるイヤーマーク数の減少は、ロビー業界に大きな影響を与えた。ロビイストは、クライアントにイヤーマークを確約する能力が低下し、これに伴い、「政府関係」の概念にフォーカスを置きつつ、そのサービス範囲を拡大することに重点を移し始めたのである。

今日、非常に狭義な目的をもってロビイストを雇う企業も存在している。例えば、ある企業はコンサルタントを雇い、特定の1人の議員と1つの会合を調整する場合さえある。また別の極端な例は、企業の広範な広報プログラムの1つの側面として、進行中の多面的な政府関係プログラムを開発するために、ロビイストを雇う場合等である。ロビイストの中には企業クライアント向けの「公共政策」プログラム等への取り組みに言及する者もある。

ワシントン D.C.における大規模ロビー企業は、単に「ロビイスト」とは呼称されない傾向がある。

- 例えば、ワシントン D.C.の主要ロビー企業の1つである Akin Gump 社は、「ロビー」としての自らの「市場開拓」を避ける傾向がある。
- Squire Patton Boggs 社は、3つの主要構成要素を有しているとして、その「公共政策」実践を市場開拓している（引用）：
  - ✓ 米国議会議員およびその職員、米国行政職員、独立行政法人の委員およびその職員、世界各国の職員等を含み、政府関係者の意思決定に情報を提供し、影響を及ぼす活動を包含するロビー活動。

- 
- ✓ 法令遵守およびその執行に関する問題を支援することにより、規則制定、規則解釈のプロセスに従事し、望ましい規制または訴訟に関する成果の達成を目的とした活動を包含する規制アドボカシー
  - ✓ 合併・買収、金融取引、主要建設プロジェクト等、ビジネス取引に影響を及ぼす法律および規制により生み出されるリスク（あるいは機会）を特定し、必要に応じてロビー活動または規制アドボカシーにより対応するための活動を含む公共政策デューデリジェンス
- Cassidy and Associates 社は、ロビー企業としてではなく、むしろ政府関連企業として市場開拓している。例えば、Cassidy 社は、「当社は、問題を解決して機会を創出する、カスタマイズ的、創造的かつ効果的な戦略を開発・実施することにより、ワシントンにおける連邦環境を当方のクライアントが助力となる際における専門家集団である。」と自らについて記述している。
  - Lobbyist Prime Strategies 社は、次のように自らをブランド化している。「私たちの文化は、お客様の成功により当社の成功が評価されるという考え方に基づいています。私たちの使命はクライアント様の利益のために結果を推進することです。問題、目的を理解することから始めていきます。私たちは協力関係を構築し、効果的な戦略を立てていきます。望まれる結果を得るために、私たちの関係ネットワークと政府のプロセスを活用する結論づけを目指します。当社の主要チームメンバーは、それぞれのサービス分野における専門家であり、政府と政治の双方内部で高いレベルの経験を持っています。ハイクラスや複雑なトピックの取り扱いに自信を持っています。私たちは、複数の都市、郡、州、そして連邦政府間において、通路の両側にある問題を処理していきます」。

ここではロビー企業に関わる重要活動を以下に紹介する。:

- 議会、行政府機関とクライアントとの関係を構築・管理すること：この関係には、共和党全国委員会、民主党全国委員会との接触から、クライアントの詳細な利益にフォーカスを置いた議会委員会職員との特別な関係維持までに至るあらゆる範囲における関係が含まれる。一般的なロビイストの活動はクライアントのための「フライイン」を提供することにある。フライインとは、企業役員が複数の政府契約を一度に満たすために数日間ワシントンに出張する場合等である。フライインが特定の目的に資する場合もある。しかし、一部の企業はまた、ワシントンの政府関係者との関係を維持するために定期的にフライインを実施するものである。
- 議会議員、議会職員と会合すること：ロビイストの主たる伝統的な活動は、クライアントが有する具体的アイデア、地位、アジェンダに関して議会議員、議会職員らと会合し、これを伝えていくことにある。ロビイストが新たな法

---

案を提案し、保留中法案に修正案を提案し、あるいはクライアントの利益に反して、保留中法案に反意を示す議員を求めるために議会議員と会合する場合等がケースとして考えられる。ロビイストが議会議員にクライアントに関するアジェンダをサポートするための情報、議論を提供するよう働きかけを行い、立法言語に関する勧告を提供する場合さえある。

- 行政府職員との会合すること：同様に、ロビイストは官僚職員と会合し、クライアントが有する具体的なアイデア、地位、アジェンダに関する検討を図るよう促すことにより、クライアント支援を行う。議会議員との会合にフォーカスを置くことは立法面であるが、行政府職員へのロビー活動におけるフォーカスは、通常、規制の策定、政府プログラムの実施、政府使用のための特定基準の推進等に置かれている。
- 立法策定プロセスでクライアントを支援すること：ロビイストはクライアントの利益に影響を与える関連政府機関の規制上のアジェンダを検証し、立法策定プロセスへの参画方法に関し、クライアントに助言を与えることによりサポートを行う。
- 政府基準の採用におけるクライアント支援を行うこと：上述の通り、ワシントンを中心とする業界基準開発プロセスへの企業関与を監視・サポートするために、あるいは基準に関する議論、政府による基準導入考慮にいかにして最善策をもって参入するかを検討するためにロビイストを使用する企業もある。
- 関連官民活動におけるクライアント関与サポートを行うこと：ロビイストが、クライアントがその利益に関連する官民の機会を利用する機会を監視、確認する場合がある。例えば、ロビイストが、クライアントが関与する可能性のある連邦諮問委員会その他のグループを特定する際においてクライアントを支援する場合等である。
- 「サプライズ」を回避すること：上記手段は大部分が「積極的」活動であると言える。しかし、多くの企業はワシントンにおける発展を監視し、ワシントンにおける事業利益に悪影響を与える企業による「サプライズ」が存在しないよう、関係維持を図る目的によりロビイストを保持する。「サプライズ」が起こると、企業はロビー活動を動員することとなる。しかし、当該企業にそのリソースが存する場合、積極的なロビー活動を「予防的」な手段として維持することにより、同企業がこのような「サプライズ」に対応する方が望ましいと考えられる。

### パブリックパーセプション／ロビー活動に対する評価

一般に、「ロビー活動」という語彙は多くの米国人に否定的意味合いを有するものである。上述の通り、「ロビー活動」の一般的認識は否定的であり、一般市民利益と引き

---

換えに、他の狭い特別利益をサポートするために公共政策に歪みを与える「インサイダー」活動が暗示されるのである。しかし、米国人の中には、「ロビー活動」は民主的プロセスの一部に過ぎず、人々、あるいはグループに属する人々は、米国政府政策に関して誰もが有する権利に関わる意見を述べることを強調する者もいる。

- ロビー活動が否定的であるか否かに関する一般認識における主要課題は、ロビー活動が、政府決定に対して 1 つの「利益団体」が一般の人々を犠牲にして不当な影響を与えるか否かである。
- ロビー活動に関する否定的見解は、「インサイダー」と「エリート層」が、政府関係者との個人的関係性、財政的献金、贈与、あるいは当該政府関係者に影響を与えるその他の手段に基づいて政治プロセスに対し過度な影響を及ぼす能力にも関連しているが、これは一般の人々にも同じように利用可能ではないことか起因している。このような場合、ロビイストは、民主的プロセスに関与するのみならず、その民主的プロセスを「腐敗させるもの」として解されることが市民の見解である。
- 換言すれば、政府職員には公共に奉仕する義務があるということである。ロビイストが一般市民より、むしろある 1 つの利益団体に有利になるように政府政策を形成することが可能となるように見える場合（すなわち、ロビイストのアジェンダと一般市民の利益との間に利害衝突が存在する場合）、ロビイストに対する世論は否定的となる。
- これに対し、ロビイストは、その利益（またはクライアントの利益）が政府により理解され、他者の「特別利益」に対する擁護となりうることを保証する上で、民主的プロセスにとって重要であると主張することが多い。ロビイストは、政府関係者に対し特定のアジェンダ、ポジションの価値について「エデュケート」する活動として、自らの活動を説明することが多い。

---

## II. 各州レベルにおける政策プロセスとロビー活動

米国憲法修正第 10 条の下では、連邦政府に与えられていないすべての権限は、国家と国民のために確保されているとされている。すべての州政府は連邦政府をそのモデルとしており、行政府、立法府、司法府の 3 要素により構成されている。米国憲法はすべての州が 3 府構造である必要はないが、政府の「共和制形態」を維持することをそこに義務づけている。

連邦政府と同様に、米国の州政府は、アドボカシー、ロビー活動組織を含む、政府関係者、民間部門の利害関係者における相互作用に関わる幅広い機会を含む同様の一連プロセスを通して、政策（例えば、立法案、規制案等）を策定する。一般に州政府は連邦レベルの実務を反映しているものである。このようなプロセスは以下に掲げるように、特定の州政府の事例研究と併せて、次のように概説される：

- A. 立法・法令の策定
- B. 官僚的規則策定
- C. ビジネスに関するロビー活動

### A. 立法／法令の策定

一般に、米国の州政府は独立した 3 府により構成され、連邦政府の構造を反映している。

- 州行政府（官僚）は、一般に、選出された知事（すなわち、州レベルにおける大統領に相当）により管理されている。州によっては行政府の他の指導部も、副総裁、司法長官、国務長官、監査人、委員長等、連邦政府とは対照的に、直接選出されることもある。しかし、各州はいかなる形であれ行政府を編成する権利を留保しているため、かかる行政府の構成に関してはしばしば大きな相違がみられる。
- 州議会は、一院制を敷くネブラスカ州議会を除き、二院制（米国議会と同様）が通常である。全 50 州に、選挙により選出された議員代表者で構成される立法府があり、知事により提出される事項、または法律となる規則等を制定するため、議員により提出される事項に関する審議を行っていく。
- 米国の連邦政府と州政府との間における最大の相違は、連邦裁判所制度と州裁判所制度の間に存する相違である。一般に、州裁判所制度の具体的な構造は各州により異なる。裁判所の構造、司法に関わる任命・選出は、法律、州憲法により決定される。しかし、一般に、州の司法府は、州最高裁判所、州控訴裁判所、州地方裁判所（連邦地方裁判所に類似）により連邦制を反映している。



---

本報告書にて既述の通り、米国の地方自治体も特定の分野において非常に強力であることをここで強調しておきたい。米国では、地方政府には一般に2つの層が存在している。アラスカ州とルイジアナ州の小地区、市、町村とも呼ばれる郡、さらに郡は郡区に分かれている州もある。市町村は、国家憲法により定義されている通り、様々な方法で構成されるものであり、郡区、村区、市区、町区等、様々な呼称方法がある。この様々な種類の地区は、学区や消防区域といった郡、市の境界外の地方自治体の機能をも定めるものである。しかし、連邦政府と州政府は無数の方法で権力を分担するのに対し、地方政府は通常、州により権力が与えられているにとどまるものである。一般には市長、市議会議員、その他の運営組織員は、直接選挙により選出される。

ここで米国における州政府の協会に関してこれを取り挙げておきたい：

全米知事会（NGA）は、米国知事による超党派組織である。知事はこのNGAを通じ、ベストプラクティスを共有し、国家政策に関する共同声明を発信し、州政府政策を改善し、連邦主義原則をサポートする革新的な解決策を策定する。1908年に設立されたこのNGAは、連邦議会議事堂と連邦議会の重要議題を中心に、NGA最善措置策定局を通じた公的政策課題に対する解決策の開発からその実施に至るまで、これらを知事、上級職員らに提供するものである。

2017-2018年の間におけるNGA執行委員会には、テリー・マコーリフ（Terry McAuliffe）バージニア州知事が議長を務め、以下、ブライアン・サンドバル（Brian Sandoval）ネバダ州知事、ダン・マロイ（Dan Malloy）コネチカット州知事、スティーブ・バロック（Steve Bullock）モンタナ州知事、ラリー・ホーガン（Larry Hogan）メリーランド州知事、ビル・ハズラム（Bill Haslam）テネシー州知事、ゲイリー・ハーバート（Gary Herbert）ユタ州知事が各々、副議長を務めている。NGAの事務局長・最高経営責任者はスコット・パティソン（Scott Pattison）氏である。同氏は、NGA入局前、国家予算執行役員協会取締役を務めており、各知事の最高財務責任者、予算取締役をサポートして14年以上の経験を積んでいる。

NGAは、法務、厚生・福祉、経済、商業開発、教育・労働、国土安全保障、天然資源等、各委員会の執行部を管理している。

またこれとは別に、共和党知事会、民主党知事会も各々存在している。

- 全米州議会議員連盟（NCSL）は、1975年、州議会議員、その職員にサービスを提供するために設立された超党派の非政府組織（NGO）である。NCSLには3つの目的がある。すなわち、州議会の質・有効性を各々改善すること、国家立法府間の政策革新、コミュニケーションを促進すること、そして州議会が連邦制において、強固かつ一貫した声明を発信することが可能となるようこれを確実にすることである。州議員、その関係職員はすべて、自動的に

---

NCSLのメンバーとなる。このNCSLはコロラド州デンバーとワシントンDCの2カ所に事務所を設置・管理している。

執行委員会は会合に関する運営機関である。執行委員会、会合執行役員は会合、委員会、刊行物業務の監督、管理・指導を行っている。また政策を実施し、資金の支払いを監督する。近年における同組織の主要指導部関係者として、ダン・ブルー（Dan Blue）ノースカロライナ州議会上院民主党院内総務、デブ・ピーターズ（Deb Peters）サウスダコタ州議会多数党院内総務上級補佐、トリー・ハッチンソン（Tori Hutchinson）イリノイ州議会上院議員、カート・ブランブル（Curt Bramble）ユタ州議会上院議員等が挙げられる。大規模な執行委員会メンバーには以下が含まれる：

- パム・アルトフ（Pam Althoff）イリノイ州議会上院議員
- アイリーン・ブスタマンテ・アダマス（Irene Bustamante Adams）ネバダ州下院議会議員、下院議長代行
- ジョー・アレシモウィック（Joe Aresimowicz）コネチカット州議会下院議長
- アル・カールソン（Al Carlson）ノースダコタ州議会下院多数党院内総務
- ビル・カウサート（Bill Cowser）ジョージア州議会上院多数党院内総務
- アンドレ・カッシング（Andre Cushing）メイン州議会上院多数党副院内総務
- ダン・フライン（Dan Flynn）テキサス州議会下院議員
- アーロン・フォード（Aaron Ford）ネバダ州議会上院多数党院内総務
- アダム・グレイ（Adam Gray）カリフォルニア州下院議会議員
- ウェイン・ハーパー（Wayne Harper）ユタ州議会上院議員
- ブラント・ハーシュマン（Brandt Hershman）インディアナ州議会上院多数党院内総務
- ブレント・ヒル（Brent Hill）アイダホ州議会上院議長代行
- エリー・ヒル（Ellie Hil）モンタナ州議会議員
- サラ・ホワード（Sara Howard）ネブラスカ州議会上院議員
- ネビル・ジェームス（Neville James）アメリカ領ヴァージン諸島議会上院多数党院内総務
- ジェイ・カウフマン（Jay Kaufman）マサチューセッツ州議会下院議員
- デロレス・ケリー（Delores Kelley）メリーランド州議会上院議員
- ブライアン・パトリック・ケネディ（Brian Patrick Kennedy）ロードアイランド州下院議長代行
- グレグ・ライディング（Greg Leding）アーカンソー州議会下院議員
- アナ・マッキノン（Anna MacKinnon）アラスカ州議会上院議員
- カレン・マコノワイ（Karen McConnaughay）イリノイ州議会上院議員
- ライアン・マクドゥーレ（Ryan McDougle）バージニア州上院コーカス議長
- ジョイス・ペッピン（Joyce Peppin）ミネソタ州議会下院多数党院内総務
- クリフ・ローゼンバーガー（Cliff Rosenberger）オハイオ州議会下院議長
- スコット・サイキー（Scott Saiki）ハワイ州議会下院多数党院内総務
- ピーター・シュワルツkopf（Peter Schwartzkopf）デラウェア州議会下院議長
- ジュリー・ストークス（Julie Stokes）ルイジアナ州下院議会議員
- ボー・ワトソン（Bo Watson）テネシー州議会上院議長代行
- アンジェラ・ウィリアムス（Angela Williams）コロラド州議会上院議員
- ジェニファー・ウィリアムソン（Jennifer Williamson）オレゴン州議会下院多数党院内総務

---

議会指導者により任命された立法者と立法職員で構成される 9 つの常任委員会が、NCSL メンバーの中心的な組織機構である。各委員会は、州議会議員が、政策から管理に至る様々な州の問題に関する経験則、情報、助言を共有する手段を提供するものである。これら 9 つの委員会には、予算・歳入のほか、通信、金融サービス・州通商、教育・厚生、福祉・労働、経済開発、法律・刑事司法・公安・立法効果、天然資源・インフラストラクチャー、選挙区選挙・選挙課題が含まれている。

NCSL には、特定の課題に対処するためのタスクフォースも設置されている。常任委員会とは異なり、タスクフォースは一定期間設置されるものであり、移民改革、福祉等、複雑かつ議論余地のある課題に取り組むことを目指すものである。このタスクフォースは、NCSL 議長、委員長より任命された 20 名から 30 名の議員、立法職員により構成されている。最近におけるタスクフォースでは農務、サイバーセキュリティ、エネルギー供給、移民と州、州保健システム改革、国際関係、軍・退役軍人問題、州と地方の課税に各々取り組んでいる。

NCSL と併せ、米国州議会交流協議会は、政府と連邦主義の共和党概念に専念する限定された州議会議員による、名目上無党派・任意の会員組織である。

その他、同様のグループには、Council of State Governments と Women in Government が含まれる。

### 州レベルにおける規則策定プロセス

上述の通り、大部分の州議会は米国連邦議会と同様方法により運営されている。例えば、ネブラスカ州を除き、州議会は 2 つの議場により構成され、委員会構造を通じて運営が実施され、米国議会と同様方法により法律法案が可決される。

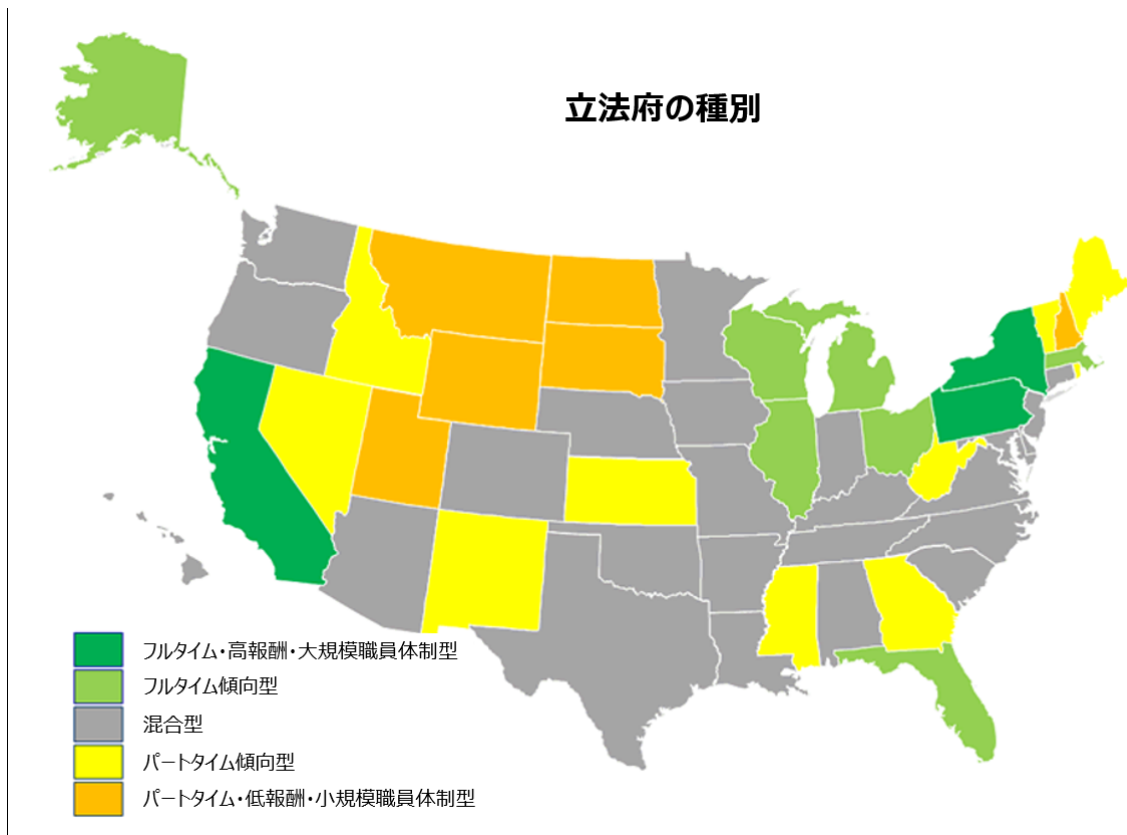
ただし、州議会は同時に、米国連邦議会とは相違する点を含む場合がある。事例は以下の通りである：

- 州議会の規模：州議会の規模は州により様々であり、現在は約 50 名から 424 人である。この規模は変動的である。議会の多くが過去 40 年間、そのその定員数を変えつつある。全体として、1960 年以降、米国内における州議会議員総数は、1960 年の 7,781 人から今日の 7,383 人へと若干減少傾向にある。しかし、すべての議会が縮小しているわけではない。議員総数が大幅に減少、増加した州の例は次の通りである。規模縮小した州（コネチカット州、イリノイ州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、バーモント州）、規模増加した州（フロリダ州、メリーランド州、ニュージャージー州、ユタ州）。

- 
- 議会セッション：州議会は、米国連邦議会と比べはるかに少ない「セッション期間」傾向にある。殆どの州議会は毎年セッションを迎えるが、セッション数が少ない州もあり、例えばモンタナ州、ネバダ州、ノースダコタ州、テキサス州等では、州議会が 1 年おきにしか開かれない。州議会の頻繁性に関する議論は、通常、各州における知事と行政府との間における政治力バランスを図る状況においてなされる。
  - フルタイム議員対パートタイム議員：州によっては、州議会議員として従事するが「パートタイム」と見なされ、通常、他の業務、職業に並行して従事する議員もある。全米州議会議員連盟（NCSL）は、50 の州議회를主に 3 つのカテゴリー、すなわちグリーン、グレー、ゴールドに分類している。
    - グリーン議会（フルタイム制、高報酬、大規模職員体制）：グリーン議会は、議員の殆どフルタイム従事の 80%以上を必要とするものである。大規模な職員体制が存在するのが常である。グリーン議会の殆どの州では、議員には外部収入を必要とせず生活営むために十分な報酬が支払われる。このような議会は、他の州議会と比べてより連邦議会に類似している。国内の最大人口を有する大部分の州議会がこのカテゴリーに分類される。
    - グレー議会（混合制）：グレーカテゴリーの議会はいわばハイブリッドである。これらの州議会立法府は、通常、立法者のフルタイム従事率が 3 分の 2 以上で費やされているとも言える。法律上の報酬はゴールド議会州よりも高額ではあるものの、他の収入源を持つことなく生計を立てるには十分ではない。グレーカテゴリー議会には、中規模職員体制が伴う。中規模人口の範囲にある州がこのグレー議會有する傾向にある。
    - ゴールド議会（パートタイム制、低報酬、小規模職員体制）：ゴールド議会の州では、平均して、議員が立法業務を行うフルタイム従事率の半分に相当する額が費やされる。同議会議員がこの業務のために受ける報酬は非常に低く、生計を立てるために他の収入源を必要とする。ゴールド議会の州には、比較的小規模な職員体制が採られる。しばしば伝統的、あるいは市民の立法府と呼ばれ、人口が最も少ない、地方的な州で頻繁に見られる。

様々な州のロビー活動戦略が、各州が有する立法府のタイプに直接的影響を受けることに注意が必要である。例えば、「フルタイム」の立法府におけるロビー活動戦略は連邦レベルにおけるロビー戦略と非常に類似している傾向にある。しかし、「パートタイム」の立法府におけるロビー活動を行うには、州議会のみならず、地元地区議員とのネットワークにフォーカスを置いた戦略が必要となる。

表 1 にカテゴリーによる州別内訳を示す。表 2 は従事率、報酬、職員体制規模に関するグリーン、グレー、ゴールドの各州別数値を示すものである。



議会カテゴリー	従事率	報酬	総職員数
グリーン	82%	81,079 ドル	1,340 人
グレー	70%	43,429 ドル	479 人
ゴールド	54%	19,197 ドル	169 人

- 議会職員：議会職員の規模も州により大きく異なる。例えば、大規模経済州では職員数の規模が大きくなる傾向があり、小規模州では職員数は少ない傾向にある。カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州（いずれも近年、2,000 人以上の職員を抱えている）等、大規模職員体制を有する州もある。対照的にデラウェア州、ケンタッキー州、メイン州等における同職員数はわずか 200 人程度である。

職員規模は、様々な州で用いられるロビー戦略の種類にも直接的な影響を与える。例えば、限られた職員数である立法府では、立法上の課題に関する助言、指導のために、外部の利害関係者にその多くを依存する傾向がある。

---

立法府議会：一般的に、州政府立法府は、通常議会、特別議会・臨時議会、さらに暫定議会といった3つの主要タイプに分類される。

- 「通常議会」とは、憲法で要求される立法府の各年次毎（または2年毎）の会合を指す。この間、選挙が実施される。
- 「特別議会または臨時議会」とは、いわゆる立法府における特別召集を伴う会合である。知事、あるいは議会から特別議会招集が掛かる場合がある。特別議会または臨時議会では、知事による招集、あるいは法律上の招集により、指定された議題についてのみ議事を進行させる場合がある。
- 「暫定議会」とは、通常議会の定期的な会合どうしの間隔・期間を指すものである。この間、「通常会議」のための準備の大半が行われる。

### 州立法府の組織体系

ケーススタディとして挙げると、カリフォルニア州議会は州下院議会と州上院議会により構成されている。下院は2年間の任期を務める80名の議員である。上院は4年間の任期を務める40人の議員メンバーを擁している。議会は2年間のセッションに基づいて運営されている。

- カリフォルニア州は、1990年、州下院議会議員と州上院議会議員に任期制限を課した。上院議員は2期以上の任期（合計8年）を務めることができず、下院議員は3期以上の任期（合計6年）を務めることができなくなった。カリフォルニア州有権者により、2012年、この制限が修正され、各議員が12年間を務めることが可能となるよう任期制限変更を図り、いずれの院でも12年間を務めることが可能となった（上院任期で3期、下院任期で6期）。
- 1960年後半以降、カリフォルニア州議会議員としての役割は、1960年代後半から「フルタイム従事」となっている。

カリフォルニア州議会上院指導部には以下が含まれている：

- 上院議長 ガビン・ニューサム (Gavin Newsom) 副知事：州憲法規定に従い、副知事が上院議長を務める。しかし、法律・慣習により、議長の役割は極めて限定的である。議長はセッションの開始等、儀式的行事の主宰に際し、定期的に招集を受ける場合がある。しかし、連邦レベルと同様、副知事が上院業務に実際に加わることが許される唯一の時間は、同票の均衡を破る際である。
- 上院議長代行 ケビン・デ・レオン (Kevin de León) 民主党上院議員：議事運営委員会の議長も務める議長代行が、上院における実質的なリーダーである。同議長代行は、各セッションの開始に際し議員により選出される。この「代行」は、委員会委員の任命、法案の執行、下院を通しての立法の進展、

---

知事選任の確保、政策の全体的派方向性を監督する議場における主催オフィスの役割を果たすものである。同人はまた与党における政治的リーダーでもある。

- 上院多数党院内総務 ビル・モニング (Bill Monning) 民主党上院議員：上院多数党院内総務は与党コーカスにより選出され、議長代行、与党のために議場管理を務める。同院内総務は、政治問題・戦略に関するチーフ補佐官の役割を果たす。
- 上院多数党院内幹事 空席：院内幹事は、本質的に上院各党における政治的リーダーシップ補佐的役割を有するものである。各々のコーカスにより選出され、特定の政党懸念を示す事項に関しての潜在票を予想する際にその力量を発揮する。
- 民主党上院コーカス議長 コニーM・レイバ (Connie M. Leyva) 民主党上院議員：各コーカスの議長は各党により選出されるものである。コーカス会合を招集し、指導部に政治的助言を提供し、メンバーに対する各サービス・一般市民とのコミュニケーションを提供するメンバー支援を行う職員管理を行う。民主党コーカス副議長は、マイク・マクガイア上院議員 (Mike Macgire、民主党) である。
- 上院少数党院内総務 ジェーン・フューラー (Jean Fuller) 共和党上院議員：少数党院内総務 (「共和党院内総務」とも呼ばれる) は、上院で第2の有力ポジションにあるものである。野党コーカスメンバーにより選出され、野党のために発言を行い、内部規律を維持し、上院業務秩序を設定する議長代行と協力を図る。
- 上院少数党院内幹事 空席：院内幹事は、本質的に上院各党における政治的リーダーシップ補佐的役割を有するものである。各々のコーカスにより選出され、特定の政党懸念を示す事項に関しての潜在票を予想する際にその力量を発揮する。上院少数党幹事補佐官はパトリシア C・ベイツ (Patricia C. Bates) 共和党上院議員である。
- 上院共和党コーカス議長 トム・ベリーヒル (Tom Berryhill) 共和党上院議員：各コーカスの議長は各党により選出されるものである。コーカス会合を招集し、指導部に政治的助言を提供し、各議員に対する各サービス・一般市民とのコミュニケーションを提供する議員支援職員管理業務を行う。
- 上院事務局長 ダニエル・アルバレス氏：上院事務局長は総会で選出された上院議員 3 人のうちの 1 人であり、他の 2 名は議長代行と議会守衛局長である。主席議会職員でもあり、立法記録を補完する役割を果たす。上院事務局長は法案の適正策定、知事への法案提出を担当するものである。また予算、人事、会計、購入、契約、財産管理の管理を日々担当する上院執行役員でもある。

カリフォルニア下院指導部には次が含まれる：

- 下院議長 アンソニー・レンドン (Anthony Rendon) 共和党下院議員：下院最高執行役員である。通常、各 2 年間の議会セッション開始の際、議会議員により選出される。議長あるいはその被指名者が議場におけるセッションを主宰する。議長の権限・義務は、下院規則により規定されている。
- 下院議長代行 ケビン・ミュリン (Kevin Mullin) 下院議員：議長不在時に議場におけるセッションを主宰する議長により任命される役職者である。臨時議長代行は、オータム・バーク (Autumn Burke) 下院議員である。
- 下院多数党院内総務 イアン・カルデロン (Ian Calderon) 下院議員：与党コーカスにより選出される。議場で多数党を代表し、議事録、発注書等の議事手続を通じて議会議事進行を迅速化、メンバー間調和を促進する。与党総務委員長代行は、ロブ・ボンタ (Rob Bonta) 下院議員である。
- 下院多数党院内幹事 ラウル・ボカネグラ (Raul Bocanegra) 下院議員：2名の多数党院内幹事補佐官も存しており、トッド・グロリア (Todd Gloria) 下院議員とモニーク・リモン (Monique Limón) 下院議員がこれを務めている。
- 下院民主党コーカス議長 マイク・ギプソン (Mike Gipson) 下院議員
- 議事運営委員長 ケン・コーリー (Ken Cooley) 下院議員
- 下院少数党院内総務 チャド・メイス (Chad Mayes) 下院議員：議会第 2 党議員メンバーコーカスにより選出される。一般に、発議、議事手続問題、議場における野党コーカスを代表する責任を有している。
- 下院共和党コーカス議長は現在、空席である。
- 上院事務長 E.ドトソン・ウィルソン (E. Dotson Wilson)：立法府職員、議会職員として、2 年間の各セッション開始時に議員の過半数により選出される非党派の非議員役職者である。

カリフォルニア州議会におけるロビー活動は、政治的関係を発展させ、政府の政策立案と意思決定に資する関心、アジェンダを表明する上で、これらの重要な政治指導者にフォーカスを置く傾向にある。

米国連邦議会と同様、州議会は委員会構想を活用している。カリフォルニア州議会では委員会の公聴会は一般市民による意見フォーラムである。1 年を通して、法案は定期的に会合が開かれる常設委員会で審議される。常設上院委員会には次が含まれている：

- 農務委員会
- 財政委員会
- 銀行・金融機関委員会
- 予算・会計監査委員会
- ビジネス・職業・経済開発委員会
- 教育委員会
- 占拠・憲法改正委員会



- 
- エネルギー・公共事業・通信委員会
  - 環境品質委員会
  - ガバナンス・財務委員会
  - 政府組織委員会
  - 厚生委員会
  - 福祉委員会
  - 保険委員会
  - 司法委員会
  - 労働・産業関連委員会
  - 天然資源・水源委員会
  - 公共雇用・退職者委員会
  - 公安委員会
  - 立法委員会
  - 運輸・住宅委員会
  - 退役軍人委員会

カリフォルニア州議会下院委員会には次が含まれている：

- アカウンタビリティ・行政監査委員会
- 高齢化・介護委員会
- 農務委員会
- 財政委員会
- 芸術・エンターテインメント・スポーツ・観光・インターネットメディア委員会
- 銀行・金融委員会
- 予算委員会
- ビジネス・職業委員会
- 通信・運輸委員会
- 教育委員会
- 占拠・選挙区策定委員会
- 環境安全・有害物質委員会
- 政府機関委員会
- 厚生委員会
- 高等教育委員会
- 住宅・コミュニティ開発委員会
- 福祉委員会
- 保険委員会
- 職業・経済開発・経済委員会
- 司法委員会
- 労働・雇用委員会
- 地方政府委員会
- 天然資源委員会
- プライバシー・消費者保護委員会
- 公務員・退職者・社会保障委員会
- 公安委員会
- 歳入・税金委員会
- 立法委員会
- 運輸委員会
- 公益事業・エネルギー委員会
- 退役軍人問題委員会

- 
- 水源・公園施設・野生動物委員会

連邦レベルでは、かなりの州ロビー活動が政治的関係を発展させ、政府レベルの政策立案と意思決定に資する利益とアジェンダを委員会レベルにおいて、当該委員会の委員長、委員らと共同で表明することにフォーカスが置かれている。

州議会委員会は、連邦議会委員会と同様、小委員会を構成する場合がある。ただし、小委員会は、連邦議会と比べ関与する議員数が比較的少ないことから、一般的に州レベルでは、それほど重要ではない傾向にある。

プロセスに関しては、そのシステムはこれも連邦議会に類似している。カリフォルニア州では議会議員が草稿法案を提出するとそのプロセスが開始される。

- 立法者は草稿案を法制局に提出し、そこで実際の法案となる。。草稿法案は議会に提出されるために立法者に一度差し戻される。策定者が上院議員である場合、同法案は上院に提出されることとなる。また策定者が下院議員である場合、議案は下院に提出される。
- 第 1 読会／提出：法案番号、策定者氏名、注釈書タイトルが議会議場で読み上げられてはじめて、当該法案が提出されたと見なされる。同法案はその後、国家印刷局に送付される。法案は、その提出日から起算して 30 日が経過すると無効となる。
- 委員会審議：法案はその後、提出された院（第 1 院）の議事運営規則委員会に送付され、最初の審議のために適切な政策委員会に割り当てられることとなる。法案の対象領域に応じて政策委員会に法案が割り当てられる。例えば、医療介護施設を扱う上院法案は、まず上院福祉委員会に審議のために割り当てられる。財政支出を必要とする法案は、財政委員会、すなわち上院予算小委員会、下院予算小委員会でも審議される必要がある。各院には財政委員会と多くの政策委員会が設置されている。各委員会は指定された上院議員数、下院議員数により構成されている。

委員会審議では、法案策定者が委員会に法案を提出し、法案の支持証言、あるいは反対証言が聴取される。委員会は当該法案を可決するか、改正法案を可決するか、法案を破棄するかいずれかに投票する。法案は数回の修正を受けることが可能である。賛成理由書、または反対理由書は重要であり、当該法案が委員会で聴取を受けるに先立ち、その策定者と委員に郵送されるものである。委員会が通過させる法案は、委員会全体の過半数をもって採択される。

各院は立法委員会の審議スケジュールを維持している。法案に関する審議に先立ち、現行法、その法案の意図、背景情報を説明する法案分析が準備される。通常、このような分析では、法案を支持、あるいは反対する組織もリストアップされる。

- 第 2 読会・第 3 読会：委員会で通過した法案は、第 1 院で第 2 読会后、第 3 読会へと割り当てられることとなる。法案分析は第 3 読会の前にも準備される。第 3 読会では、当該法案策定者による解説、議員による審議を経て、指名投票により採択される。予算を必要とする法案、あるいは直ちに効力を発する法案は、一般に、上院では 27 賛成票、下院では 54 賛成票が必要となる。その他の法案については、一般に上院では 21 賛成票、下院では 41 賛成票が必要となる。法案が破棄された場合、議員により再審議、さらに再投票が求められる場合がある。
- 第 2 院におけるリポートプロセス：第 1 院において承認された法案は、第 2 院に付託され、そこで同様の手順が繰り返される。
- 相違の解決：第 2 院で修正を受けた法案は、その修正案に同意を受ける目的により第 1 院に差し戻されることとなる。同意に達しない場合、当該法案は両院協議委員会で協議を図り、その相違を解決する。同委員会委員のうち 3 名が上院議会議員、3 名が下院議会議員である。そこで妥協案に達した場合、同法案は両議院に再付託され、投票を受けることとなる。

### 州政府官庁の役割と州立法府との関係性

州議会との関係における州行政府の役割は、連邦行政府の役割と同様である。例えば、カリフォルニア州政府の両院がある法案を承認すると、同法案がカリフォルニア州知事に上程されることとなる。そこで知事には 3 つの選択肢が用意される。すなわち知事による法案署名、無署名法律化、法案拒否である。知事が有する拒否権は、両院における 3 分の 2 の賛成投票によりこれを無効化することが可能である。法案の殆どは翌年 1 月 1 日に発効となる。

議会を通過し、知事承認を受けた法案には、州務長官による章番号が付されることとなる。この章番号が付された法案（制定年法令とも呼ばれる）は、その後、カリフォルニア州法典の一部となる。カリフォルニア州法典とは、主題別に分類された包括的法律集である。

## B. 官僚的規則策定

州レベルにおける行政府、官僚組織に関するその構造は、州議会における政治的決定その他の州特性（例えば、各州における経済活動種類・範囲、エネルギー資源状態等）により、州ごとに差異が存在する。

### 州レベルにおける立法プロセス

---

カリフォルニア州憲法と州議会において制定される法律により、法令に規定される法施行を目的とし、様々な州機関、部署、事務所、委員会、執行部会等を設置している。これら「州機関」には、法令とカリフォルニア憲法双方により付与された権限が存している。このような権限には規則策定、あるいは職務遂行のための規則・規制の策定が含まれることが多い。

カリフォルニア州政府内には 200 以上の州政府機関が特定の規制機能を有している。しかし、州政府はこの規制ネットワークという考え方への監視に対し、政府機関の規制が明確かつ必要であり、法的に有効であり、公共に利用可能であることを保証するために作用する行政法監督局（OAL）を設置している。具体的には、OAL はカリフォルニア州行政手続法（APA）に定められる基準の遵守、カリフォルニア州知事に対するかかる規則の伝達、さらにカリフォルニア州法典の規則公布に関して州行政機関が提案する行政規則の評価を担当するものである。

- 連邦行政手続法と同様、カリフォルニア州の APA 第 3.5 章は、カリフォルニア州政府機関の規則制定手続とその基準を規定している。APA に規定される要件は、州規則の導入に参加し、規則が明確かつ必要であり、法的に有効であることを保証する重要な機会を公共に提供することを目的としている。APA は、第 11340 項から開始し、カリフォルニア州政府法典に掲載されている。州における各規則は OAL（カリフォルニア州規則法典、第 1 節第 1 章第 120 条）により採択された規則に従い採用される必要もある。

一般に、カリフォルニア州政府機関が追求可能な規則制定手続には、定期と緊急の 2 種類が存している。通常の規則制定プロセスにおいては、州機関が特定の公聴会、さらに通知要件を満たす必要がある。これに対し緊急規則制定プロセスには様々な要件があり、一般には簡潔な公示期間、簡潔なパブリックコメント期間、OAL による評価、OAL による決定が含まれるものである。さらに機関によってはその特定機関に固有の規則制定、あるいは緊急の規則制定に関する要件を有するものもある。

- 行政法監督局（OAL）は、カリフォルニア州における 3 種類の主要な規制出版物を発行している。すなわち（1）カリフォルニア州規則法典（CCR）、（2）カリフォルニア州規則法典補足集（CCR 補足集）、（3）カリフォルニア州規則公報（公報）である。CCR には、カリフォルニア州政府機関による行政手続法（APA）に従い、正式に採択された規則が含まれている。一般的に言えば、OAL が、州機関が合意した提案規制を承認した後、それを州務長官に提出するということである。CCR の記録出版物は CCR 補足集の発行を通じて毎週アップデートされている（公報）。この CCR 補足集（公報）は、一般的かつ歴史的に「公報」の総称で知られている。CCR のオンライン出版物は、電子媒体上において毎週アップデートされている。この規則公報は州機関による CCR への規制の採択、改正、撤回に関する通知的週刊報である。こ

---

の規則公報には現在の州政府機関の規則制定活動に関するその他の情報も含まれている。

手続的観点から言えば、州機関が規則制定措置を講じることを一旦決定すると、APAの規則制定手続を行うために必要とされる文書類を作成するための必要資料、必要情報を調査・収集する予備的規則制定活動が開始されることとなる。一般に、規則制定機関は、当該規則制定プロセスにおけるこの段階において一般市民を関与させるか否かについての裁量権を有する。提案規則制定措置に複雑な提案、あるいはコメント期間中に容易に修正が効かないほど多数の提案が含まれている場合、同機関は提案規則の対象となる当事者を関与させるものとしている。ただし、この要件は OAL 審査、あるいは司法審査対象ではない。当該機関は一時的な規則策定段階において収集された資料、情報を利用し、正式な規則策定プロセスを開始するに際して必要となる少なくとも 4 種類の文書を作成する。この文書とは次に掲げる通りである：

- **明示条項**：提案規制に関する文書は、カリフォルニア州規制法典の変更を明確に示すこととなる。規則文書に対する提案追加は下線付きで表示され、提案削除箇所は取り消し線形式で表示される。各規則の項本文に続く権限部署と参考文献の引用は、その項が基づく法令を特定するものである。
- **提案措置公示**：提案措置公示には、様々な調査結果、決定、法的権限、実施法令（複数の場合あり）を含む、提案規則の変更性質に関する多様な情報が含まれている。この提案措置公示には、コメントの提出期限、（もしあれば）公聴会スケジュール、明示的な用語のコピー、冒頭上告趣意書、その他のサポート情報等、当該手続に関する情報も含まれている。
- **冒頭上告趣意書**：冒頭上告趣意書とは、当該機関が、提案規則変更を行う理由を解説する文書である。これには、対処中の問題の説明、その目的と必要性、提案変更の利点が含まれている。この冒頭上告趣意書には規制当局の提案に依存している事実資料も特定するものである。同書には、（非主要的規則に関する）経済影響評価、あるいは（「主要規則」に関する）標準規制影響分析を含む、多くの必要決定、結論、分析が含まれている。
- **経済財政影響評価書（フォーム STD. 399）**：フォーム STD. 399 とは、規則制定機関の最高責任者、その代理職員による署名することが当該機関に求められる財務省の様式である。この STD. 399 には、提案規則による経済的（個人的）、財務的（政府的）財政影響に関する情報が含まれている。この STD. 399 を管理する規則は、州行政マニュアルの第 6600 項から第 6615 項に掲載されている。

正式な規則制定措置を開始するに際し、当該機関が提案措置に関する通知をカリフォルニア州規制公報に掲載する。当該期間は提案措置公示を要求した者に対し、同書を郵送する必要がある、当該提案措置の通知、表現語彙、冒頭提案措置公示を同機関のウェブサイト上に掲載することとなる。提案措置に関する通知がカリフォルニア州規則公報

---

に掲載された後、APA 規則制定プロセスが正式に開始され、同機関は規則制定プロセスをそこで完了し、その完了した制定ファイルを OAL に提出するため、1 年間の期間を要することとなる。

- APA は、市民が当該機関に対し提案規制に関するコメントを書面にて行えるよう、最低 45 日間の期間を要求する。提案措置公示には規則制定機関の名称、コメントを指示すべき連絡先、住所、書面によるコメント期間終了日を指定する。市民側から定期的な規則策定に関する書面によるコメントを OAL に提出することはできない。
- APA の下、規則制定機関は、提案規則制定措置に関する公聴会を開催するか否かに関する選択肢を有する。当該機関が公聴会を予定しない場合、利害を有する者は公聴会の開催要請書を提出することが可能である。公聴会に関する書面による要請は、書面によるコメント公開期間終了日の少なくとも 15 日前までに提出されることを要する。時宜を得て要求された場合、当該機関は公聴会開催義務を負うこととなる（州政府法典第 11346.8 項）。公聴会が開催される場合、同公聴会は、提案措置公示が公表されてから少なくとも 45 日後の日付をもってこれが予定される必要がある。同公聴会では、書面による意見と口頭によるコメントの両方が受け入れられることとなる。

最初のパブリックコメント期間の後、規則制定機関は、当該パブリックコメントに応じて、あるいは自らのコメントに応じて、最初の提案を変更することとなる。当該機関は、同変更が非実質的か、実質的かつ十分に関連しているか、実質的かつ非十分に関連しているかを判断することとなる。非実質的な変更は、提案規定の規制効果を何ら変更しない。従って、それ以上の通知の必要がない。実質的な変更は規制条項の意味に変更を与えた上、これを公共に通知する必要がさらにある。

- 当該変更が十分に関連する実質的なものである場合（すなわち提案措置公示に基づいて合理的に予測可能な場合）、少なくとも 15 日間をパブリックコメントに資する利用可能日数とする必要がある。従って、規則制定機関が当該変更を採択するに先立ち、提案変更に関するコメントに対する機会通知を、同提案変更テキストのコピーとともに、公聴会において検証された当該提案に関するコメントを書面にて提出した者、あるいは提案変更に関するいかなる通知をも受け取るように申請した者に対し、これを送付しなければならない。当該機関はこの通知をウェブサイトに掲載することとなる。そこに公聴会開催が要求されることはない。公共により、提案変更に関してのみ書面でコメントされる場合がある。その後、当該機関は提案変更に向けられた 15 日間のコメント期間中に受理したコメントを検討する必要がある。同機関は、最終版の採用に先立ち、15 日間コメント機会を複数回、与える場合がある。
- 当該変更が実質的ではあるが元の提案と十分に関連していない場合（すなわち提案措置公示に基づいて合理的に予測できない場合）、当該機関は、元の提案措置

---

公示と同様、カリフォルニア州規則公報に 45 日前通知を掲載しなければならない。ただし、かかる変更は稀である。

規則制定機関は、規則制定中に提案書、あるいは規則に従う手続に向けた時宜的なコメントを要約し、これに対応する必要がある。各コメントに関し、当該機関は、コメントを受理するための提案措置がいかに変更されたかに関する説明、あるいはコメントを拒絶する事由を陳述しなければならない。パブリックコメントの要約・対応のためにはコメントを理解し、検討した事実を示す必要がある。このコメントに対する要約・対応は最終上告趣意書と呼ばれる文書規則作成ファイルの一部として保存される。

規則制定機関は、当該通知がカリフォルニア州規則公報に掲載された日から 1 年以内において、その審査のために OAL に対し当該規則制定措置を送付しなければならない。提出後、OAL は APA と OAL 規則の要件を確実に充足させる目的により、規則制定記録審査を行うため、30 営業日を必要とすることとなる。OAL は、同規則制定を承認し提案規則を州務長官に提出するか、または規則制定措置を不承認とするかのいずれかの措置を行うこととなる。

一般に、各規則は、最終規則が州務長官に提出された日に基づき、四半期ごとに 1 日付をもって有効となる。すなわち 9 月 1 日から 11 月 30 日までに提出された場合は 1 月 1 日、12 月 1 日から 2 月 29 日までに提出された場合は 4 月 1 日、3 月 1 日から 5 月 31 日までに提出された場合は 7 月 1 日、7 月 1 日から 8 月 31 日までに提出された場合は 10 月 1 日である。ただし、効力を発する日付は、法令その他の法律の有効期限が異なる場合において、当該採用機関がより後の発効日を要求する場合、または当該機関が早期発効に問題がない旨を示した場合、変更される可能性もある。

### **政府・産業間相互活動**

既述の通り、公共によるカリフォルニア州政府の規則制定プロセスに参画する機会はいくつか存在している。さらに、連邦政府と同様、カリフォルニア州政府は、政策策定を目的とした広範な公共諮問委員会のネットワークにも多くを依存している。例えば次に掲げるものである：

- 水資源庁 (DWR) は、法律 (「水資源法」) により、カリフォルニア水資源計画 (「水資源計画」) の準備サポートのための諮問委員会を構成することが要求されている。
- オルムステッド諮問委員会とは、障害者その他のシステム利害関係者がカリフォルニア州の医療介護システムを改善するための措置勧告を行うことを確実にするために、2005 年、カリフォルニア州保健福祉局に設立されたものである。
- カリフォルニア州運輸局は、カリフォルニア州交通局 (CalSTA) と協力体制を図り、「21 世紀の進歩への前進 (MAP-21)」という連邦運輸交通法の指針

---

に呼応し、カリフォルニア州運輸諮問委員会（CFAC）を設立した。このCFACは、MAP-21のガイダンスに則り、「地方自治体を含み、港湾関係者、荷送者、運送業者、貨物関連団体、貨物業界労働者、州の運輸部門の代表者を含む公的・民間の運輸利害関係者の代表的な断面を」構成するとしている。

- 2009年、リンダ・アダムス（Linda Adams）カリフォルニア州環境保護局長官とメアリー・ニコルス（Mary Nichols）大気資源理事会議長は、2006年における州の画期的な地球温暖化対策法（AB 32）の実施に関して助言を行う経済・アロケーション諮問委員会（EAAC）委員16名を任命した。2020年までにカリフォルニア州の温室効果ガス排出を1990年レベルにまで削減する、関連キャップ・アンド・トレードプログラムを発表している。

### C. ビジネスに関するロビー活動

各州は、自州の法律・規制に則ったロビー活動を規制している。基本的な共通点はいくつかが存在するものの、州ごとに様々な差異も見られる。

- 連邦政府と同様、殆どすべての州がロビー活動に関わる開示、支出額の規制を図っている。従って、「誰が」「ロビイスト」であるかに関する定義は、通常、報酬状況を中心に行われる。
- 同時に、殆ど州において、「ロビー活動」と解釈される可能性のある活動には例外が存するものと認識されている。このロビー活動には、委員会による公聴会、各種会合、書簡、日常会話による証言が含まれる。

#### 事例：カリフォルニア州の法令・規制

カリフォルニア州では、州レベルでのロビー活動は、主にカリフォルニア州政治改革法（CPRA、すなわちカリフォルニアロビー開示法）により監督され、州の公正政治措置委員会（FPPC）により規制されている。

- 州議会の行政機関、理事会、委員会に加えて、カリフォルニア州議会に対してロビー活動を行う組織は、カリフォルニア州政治改革法（CPRA）により規制を受ける場合がある。この法律は、1974年、カリフォルニアの有権者により、同州のロビイスト活動が規制され、「不適切な影響」が公務員から回避されるためにその財政状況を開示するための手段として採択された。その目的は、州レベルの意思決定に影響を与える人物と、これらの活動に報酬を与える人物に関する情報を市民に告知することにより、州政治における資金の役割を明らかにすることである。
- CPRAは、公正政治措置委員会（FPPC）、カリフォルニア州務長官政治改革局、カリフォルニア州税務局（FTB）といった3つの異なる政府機関により管理されている。FPPCは、州のロビー活動法遵守を監督する主たる責務



---

を有する機関である。この FPPC は、州のロビー活動開示法を解釈・施行している。つまり、特定の問題に関する助言を求めることができるこの機関は、法律抵触行為が判明した場合、当該違反者に対して執行措置を採ることができる機関と言える。FPPC は規制を採用し、勧告意見、アドバイスレターを発行し、実務マニュアルを策定し、架電、電子メール等での無料技術援助を提供することにより、CPRA 解釈を行うものである。

- すべてのロビー活動報告書・陳述は、カリフォルニア州務長官政治改革局に電子手段を通じて提出される。州務長官は、報告書が適正に提出されたか否かを判断する目的によりロビー活動書類提出に関する予備審査を行い、さらに申請書が正しく提出されたか否かを判断する目的により報告書をレビューする（例えば、数値が適正に算出されているか、署名がなされているか、その他の法令順守事項が行われているか等）。さらに、当該組織が必要な報告提出を怠った場合、州務長官は組織に対し、提出不履行に関する通告を行わなければならない。
- 州務長官の別の重要機能として、州内におけるロビイスト・オンラインディレクトリを整備し、これを維持管理することが挙げられる。このディレクトリにはカリフォルニア州内においてロビイスト登録している業界団体の総人数が表示される。例えば、このディレクトリには 2009 年から 2010 年の間における立法サイクル中に、カリフォルニア州内に存する 2,752 団体（非営利団体、営利目的組織を含む）が登録されており、その 4 分の 1 以上が石油小売業、製造業、工業、金融、保険業等である。
- カリフォルニア州における個人、企業が提出する税務申告監査を行う州政府機関である FTB は、ロビー組織に関する監査約も担当している。FPPC は、2 年ごとに、2 年間の立法サイクル終了の際、監査対象組織をランダムに選定する。カリフォルニア州によりロビー登録されるすべての組織の約 25% が 2 年ごとに審査対象とされることとなる。

### ロビーに関わる部門・産業の構造

州レベルにおけるロビー活動には様々な業界区分がある。主に州レベルのロビー活動は、特定の州にフォーカスを置く企業により行われている。しかし、複数の州におけるロビー活動を実施する専門知識を市場開拓するロビー企業も存在する。

- 一般に州議会における主要ロビー活動は、郡、市町村行政機関、州・地方のビジネス団体、州内で活動する個々の企業により行われる。主要ロビイストとして、通常、地元の法律事務所、元国家レベルの政治家等が含まれる。
- このような分野における様々な同業者団体もまた、オハイオ州ロビー協会のような州主体の協会のみならず、全米州ロビイスト協会（NASL）、ガバメント・アフェアーズ協議会（SGAC）等、長年にわたり発展を遂げてきている。

---

## ロビー戦略と活動

ロビー企業に関する州レベルにおける主たるその活動は、連邦レベルにおけるロビー活動に類似している。例えば次に掲げる事項である：

- 州議会、知事事務局、州政府機関との関係構築、維持、発展：  
このような関係には、共和党、民主党の各政党指導部との接触から、クライアントの詳細な関心にフォーカスを置いた州議会委員との特定関係の維持まで、あらゆる範囲における関係性が含まれる。
- 州議会議員、同職員らとの会合：  
ロビイストの主たる伝統的活動は、議員、その職員らと会合し、クライアントの具体的なアイデア、地位、アジェンダに関する申し立てを行うことである。場合によっては、ロビイストが新たな法案の提案、保留法案の改正案の提案、あるいはクライアントの利益に反して保留法案に反対するよう議員に求めることもある。ロビイストがクライアントのアジェンダを支援するための情報・議論を議員に提供するよう活動し、立法言語に関する勧告を提供する場合もある。
- 行政府職員との会合：  
同様に、ロビイストが行政府職員と会合し、クライアントの具体的なアイデア、地位、アジェンダに関する申し立てを行うことにより、当該クライアントを支援する場合がある。立法府職員との会合におけるフォーカスは法律であるが、行政府に対するロビー活動のフォーカスは、通常、規則の策定、政府プログラムの実施、政府使用に資するある特定の基準の推進等である。
- 議事作成プロセスにおけるクライアントの支援：  
ロビイストがクライアントの利益に影響を与える関連政府機関の規制上のアジェンダを監視し、議事作成プロセスへの参画方法に関し、クライアントに助言することにより同クライアントを支援する場合もある。
- 関連官民活動におけるクライアント関与サポート：  
ロビイストが、クライアントがその利益に関連する官民の機会を利用する機会を監視、確認する場合がある。例えば、ロビイストが、クライアントが関与する可能性のある連邦諮問委員会その他のグループを特定する際において、クライアントを支援する場合等である。
- 「サプライズ」の回避：  
上記手段は大部分が「積極的」活動であると言える。しかし、多くの企業はワシントン D.C.における動向を監視し、ワシントン D.C.における事業利益に悪影響を与える企業による「サプライズ」が存在しないよう、関係維持を図

---

る目的によりロビイストを保持する。「サプライズ」が起こると、企業はロビー活動を動員することとなる。しかし、当該企業にそのリソースがある場合、積極的なロビー活動を「予防的」な手段として維持することにより、同企業がこのような「サプライズ」に対応する方が望ましいと考えられる。

---

米国における政策策定プロセスとロビー活動にかかる調査報告書

2017年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産・イノベーション部貿易制度課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5543

COPYRIGHT(C) 2017 JETRO. ALL RIGHTS RESERVED.